

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの 令和 2 年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

農林水産省

様式3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和2年度評価の概要

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター			
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度		
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度		

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	農林水産大臣			
	法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	総務課長 井上 計
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎

3. 評価の実施に関する事項				
独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)から提出のあった自己評価書を基礎として、所管部局である消費・安全局が中心となって評価を行い、評価点検部局である大臣官房広報評価課で評価の点検を行った。評価の実施に当たっては、理事長・監事・担当部門のヒアリング及び有識者からの意見聴取を実施した。				

4. その他評価に関する重要事項				
—				

様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和2年度評価 総合評価

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	A：事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評価の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		A			
評価に至った理由	項目別評価20項目のうち、業務部門（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）：Aが5項目、Bが2項目、管理部門（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）：Bが12項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきAとした。具体的な評価基準は別添1のとおり				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	行政執行法人として、肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行することができている。特に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めながら、肥料法及び農薬取締法の改正による新たな検査の導入等に対応するとともに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく登録認定機関の調査等業務を開始し輸出の促進にも貢献するなど、農林水産行政施策の推進に大きく貢献していると評価した。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会における指摘を踏まえ、その実績に至った経緯、法人の経営努力、特殊事情等の特筆すべき事項を明らかにして評価した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	—
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	—

様式 3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和2年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	A					第 1-1-(1)	
農薬関係業務	A					第 1-1-(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務	A					第 1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	A					第 1-2-(1)	
日本農林規格、農林水産物及び 食品の輸出促進等に関する業務	A					第 1-2-(2)	
食品の安全性に関するリスク管理に 資するための有害物質の分析業務	B					第 1-3	
その他の業務	B					第 1-4	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考	
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度			
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
業務運営コストの削減	B					第 2-1		
人件費の削減等	B					第 2-2		
調達等合理化の取組	B					第 2-3		
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
保有資産の見直し等	B					第 3-1		
自己収入の確保	B					第 3-2		
予算（人件費の見積りを含む。）収支 計画及び資金計画	B					第 3-3		
短期借入金の限度額	—					第 3-4		
Ⅳ．その他の事項								
職員の人事に関する計画（人員及び人 件費の効率化に関する目標を含む。）	B					第 4-1		
内部統制の充実・強化	B					第 4-2		
業務運営の改善	B					第 4-3		
情報セキュリティ対策の推進	B					第 4-4		
施設及び設備に関する計画	B					第 4-5		
積立金の処分に関する事項	B					第 4-6		

様式３－１－４－１ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和２年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－１－（１）	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 １ 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号。以下「センター法」という。） 第 10 条第 1 項第 7 号並びに第 2 項第 3 号及び第 7 号 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。旧「肥料取締法」。以下「肥料法」という。） 地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ⑥ 肥料の法改正に伴う業務 ⑧ 調査研究業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 2-④ 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (1/1)	100% (2/2)	実績なし	実績なし	100% (2/2)	予算額(千円)	490,402	636,174	630,591	607,967	644,648
②ア 登録関係業務(登録調査)	20 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/調査指示件数）	100% (1,248/1,248)	100% (992/992)	100% (758/758)	100% (703/703)	100% (709/709)	決算額(千円)	562,692	591,413	565,652	590,739	608,796
②イ 登録関係業務(生産工程変更相談)	処理率	100%（処理件数/生産工程変更相談件数）	100% (1,765/1,765)	100% (1,998/1,998)	100% (1,926/1,926)	100% (2,122/2,122)	100% (1,626/1,626)	経常費用(千円)	693,390	638,543	595,268	610,854	580,377
③ 肥料の立入検査等業務	36 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	100% (308/308)	100% (306/306)	100% (295/295)	100% (264/264)	100% (160/160)	経常利益(千円)	21,500	11,019	10,638	17,292	39,494
④ 土壌改良資材の立入検査業務	VA 菌根菌以外：30 業務日以内 VA 菌根菌：65 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	100% (30/30)	100% (30/30)	100% (30/30)	100% (26/26)	100% (26/26)	行政コスト(千円)	－	－	－	1,087,021	587,888
⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務(大臣確認指示及び理事長確認申請受付)	処理率	100%（報告件数及び処理件数/大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数）	大臣確認指示：100% (14/14) 理事長確認申請：100% (29/29)	大臣確認指示：100% (5/5) 理事長確認申請：100% (47/47)	大臣確認指示：100% (6/6) 理事長確認申請：100% (50/50)	大臣確認指示：100% (3/3) 理事長確認申請：100% (44/44)	大臣確認指示及び理事長確認指示 100% (7+53/7+53)	行政サービス実施コスト(千円)	759,821	670,188	624,690	－	－
⑥ 肥料の法改正に伴う業務	肥料の法改正に伴う業務の実施状況	－	－	－	－	－	農林水産省からの要請に応じ、調査等を実施	従事人員数	68	63	57	57	56
⑦ア その他肥料の安全確保等に関する業務(手引書の汚泥肥料新規登録業者への周知及び品質管理の普及)	周知率及び実施率	100%（周知件数及び普及件数/汚泥肥料新規登録業者数及び汚泥肥料登録業者の立入検査数）	周知率：100% (21/21) 実施率：100% (195/195)	周知率：100% (22/22) 実施率：100% (202/202)	周知率：100% (22/22) 実施率：100% (182/182)	周知率：100% (23/23) 実施率：100% (171/171)	周知率及び実施率 100% (13+101/13+101)						
⑦イ その他肥料の安全確保等に関する業務(事業者からの申出に対する調査等)	実施率	100%（報告件数/調査指示件数） ¹	仮登録：100% (1/1) 肥効試験：100% (1/1) 公定規格：実績なし	仮登録：100% (1/1) 肥効試験：100% (1/1) 公定規格：実績なし	仮登録：実績なし 肥効試験：100% (1/1) 公定規格：実績なし	仮登録：実績なし 肥効試験：実績なし 公定規格：100% (2/2)	実績なし						

⑦イ その他肥料の安全確保等に関する業務(農林水産省が行う公定規格改正調査)	実施率	100%(実施件数/要請件数)	実績なし	100%(2/2)	100%(1/1)	実績なし	実績なし	
⑦ウ その他肥料の安全確保等に関する業務(汚泥肥料中の放射性セシウム測定)	実施率	100%(測定件数/該当汚泥肥料採取件数)	100%(58/58)	100%(55/55)	100%(48/48)	100%(40/40)	100%(21/21)	
⑦エ(ア) その他肥料の安全確保等に関する業務(クロピラリド測定)	実施率	100%(測定件数/該当汚泥肥料等採取件数及び要請件数)	立入検査：100%(10/10) 原因調査：実施なし	立入検査：100%(53/53) 原因調査：実施なし	立入検査：100%(31/31) 原因調査：実施なし	立入検査：100%(23/23) 原因調査：実施なし	100%(11/11)	
⑦エ(イ) その他肥料の安全確保等に関する業務(取組周知)	実施率	100%(周知件数/該当立入検査件数)	100%(10/10)	100%(100/100)	100%(52/52)	100%(31/31)	100%(19/19)	
⑦オ その他肥料の安全確保等に関する業務(外部精度管理に関する技術的助言)	技術的助言等の実施状況	—	—	—	—	—	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	
⑧ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	11 件	11 件	12 件	12 件	11 件	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務 (1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料関係業務について、肥料取締法に基づき、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに国民の健康の保護に資するため以下のとおり肥料の検査等業務を行う。 また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法(昭和 59 年法律第34号)に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。 なお、肥料の制度見直しに伴う肥料の検査等業務について、農林水産省からの要請に応じ、検討・提案を行う。	(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料及び土壌改良資材関係業務の実施に当たっては、農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組むものとする。 なお、肥料の制度見直しに伴う肥料の検査等業務について、農林水産省からの要請に応じ、検討・提案を行う。	<定量的指標> ○肥料関係業務の実施 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目3(項目)×3点(A) + 小項目10(項目)×2点(B) = 29点 B：基準点(26)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(29) < 基準点(26)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めながら、立入検査業務の安全確保の確認スキームを新たに構築したこと、業務の効率化の実現として肥料研究報告の電子ジャーナル化等、FAMIC が有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効率的かつ効果的に成果を挙げ、肥料の品質等の保全と適正な流通、施用に貢献した。		評定	A
						<評定に至った理由> 15の小項目のうち実績のない2項目を除き、Aが6項目、Bが7項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はAであったため。 ※Aの基準点(26点(Bの基準点)×12/10=31.2点)<小項目の合計点(6×3点+7×2点=32点) 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急要請業務	① 農林水産省からの緊急要請業務	<定量的指標>	<主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。		<評定と根拠>	① 農林水産省からの緊急要請について、2 件

農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	◇実施率：100% (報告件数/要請件数)	【実施率 100% (2/2)】 ア 「汚泥肥料中の PFOS 及び PFOA の含有量に関する実態調査」(令和 2 年 7 月 31 日付け 2 消安第 2033 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)の要請により、PFOS 及び PFOA の分析法の開発を行い、肥料等試験法案を作成した。今後追加で検討する試験法の妥当性確認も含め、農林水産省担当者が参加した「肥料等技術検討会」に報告した。 イ 「肥料のサンプリング誤差に関する調査への支援」(同上通知)の要請により、サンプリング計画案の検討、生産事業場におけるサンプリング作業、分析データの解析助言等の技術的支援を行い化成肥料及び配合肥料の分析許容差の見直しについて協力した。	根拠：農林水産省からの要請に対する報告の実施率は 100%であり、肥料中の新たなリスクとなり得る有害物質による作物等への影響の評価に資する PFOS 及び PFOA の分析法を開発したこと、サンプリング誤差に関する調査へ技術的支援を行ったことから、要請における所期の目標を達成している。	実施し、農林水産省からの要請に対する報告の実施率は 100%である。さらに、農林水産省が実施した肥料のサンプリング誤差に関する調査では、サンプリング計画から分析データの解析まで一貫して技術的支援を行うことにより、肥料法改正に伴う許容差の決定に寄与するなど、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。(評定：A)
② 登録関係業務 ア 肥料取締法第 7 条第 1 項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から 20 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。	② 登録関係業務 ア 肥料取締法(昭和 25 年法律第 127 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から 20 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間内(20 業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/調査指示件数)	<主要な業務実績> ②ア 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い 709 件実施した。 調査の実施においては、「肥料登録システム」上の業者の氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て 20 業務日以内に農林水産大臣に報告した。 【処理率 100% (709/709)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②ア 登録関係業務について、709 件実施し、標準処理期間内の処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)
イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。	イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。	<定量的指標> ◇処理率：100% (処理件数/生産工程変更相談件数)	イ 原料や生産工程の変更に係る相談については、1,626 件実施した。 変更内容に対する相談においては、過去の登録状況、原料の使用実績データを活用して技術的な助言を行った。 【処理率 100% (1,626/1,626)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：生産工程等の変更に係る相談の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 登録関係業務について、生産工程等の変更に係る相談を 1,626 件実施し、処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)
③ 肥料の立入検査等業務 肥料取締法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づく立入検査等(生産工程の検証及び違反の改善状況の確認に重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果(収去品の分析・鑑定結果を含む。)を立入検査終了後 36	③ 肥料の立入検査等業務 肥料取締法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づく立入検査等(製造指示書による生産工程の検証及び違反の改善状況の確認に重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い、適切に収去品を選定し、製造指示書の確認等による生産工程の検証をするととも	<定量的指標> ◇標準処理期間内(36 業務日以内)の処理率：100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	<主要な業務実績> ③ 肥料取締法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、160 件を適正に実施した。 その際、平成 29 年度に見直した肥料立入検査規程に従い、製造指示書による生産工程の検証及び違反の改善状況の確認に重点を置いた立入検査を実施した。肥料法違反の疑義情報を受けて実施した立入検査では、他の業務に優先して検査職員を確保し、必要に応じて県職員と連携しつつ、迅速かつ効率的に立入検査を実施した。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の情勢下における新たな検査に代わる確認スキームの構築による肥料の品質及び安全の	③ 肥料の立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い 160 件実施し、標準処理期間内の処理率は 100%である。さらに、コロナ禍において実施が困難な現地での検査について、

業務日以内に農林水産大臣に報告する。	に農林水産省が肥料取締法第 29 条に基づき報告聴取を行った事業者に対しては再発防止策履行状況の確認を含め適正に実施する。また、立入検査等の結果（収去品の分析・鑑定結果を含む。）を立入検査終了後 36 業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。 立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。 また、立入検査手法の妥当性を検証し、必要に応じて改善を図る。		立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となった場合の影響を考慮し、（ア）人畜に有害な成分（ひ素、カドミウム、水銀及び鉛）、（イ）その他の有害成分（ニッケル、クロム等）、（ウ）その他の成分（窒素、りん酸等）の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を 36 業務日以内に農林水産大臣に報告した。特に、疑義情報を受けて実施した立入検査で収去した肥料及び原料については、分析・鑑定を迅速に実施した。 （表 1-1-(1)-1 参照） 【処理率 100%（160/160）】 検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不正確、保証成分量不足等の改善を要する事項が認められた 24 事業場に対して、技術的助言を行った。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 新型コロナウイルス感染拡大防止の環境下、生産事業場への立入が制限、担当者不在などにより検査が困難な事業場があり、これまで検査により行っていた法令遵守や違反改善の状況の確認が困難となる場合が生じている。 このため、これまで同様、昨年度に法令違反となった事業場について優先的に検査を実施し改善状況の確認を行うとともに、検査が困難な事業場等においてもこれまでの検査と同等の対応が可能となるよう確認事項について事業者に依頼しメール等の手段により確認するスキームを取り入れた。併せて、事業者等の新型コロナウイルス感染の不安解消にもつなげた。 また、分析業務に係る経験豊富な職員の減少により、分析技術のスキルの伝承が難しくなる中、分析者は過去の文献や前任者等が作成した分析資料等を参考にして試験を行っている。しかしながら、分析資料のみでは詳細な手順について、分析者が判断に迷うことがあった。 このため、分析初心者等が判断に迷うことなく分析できるよう動画資料を作成し、実際の作業を視覚的に示すことにより、分析の際に詳細な手順の方法や注意すべきポイントが明確となった。 これらの取組により、効率的な検査の実施や担当者の効率的な人材育成が可能となり、立入検査業務に対する事業者の信頼性向上につながった。	確保や新たな方法による分析技術の継承により、立入検査業務の改善・合理化に貢献したことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	法人の創意工夫によりこれまでと同様の確実な確認を実施するために確認すべき事項の一覧やチェックシートの活用による新たな確認スキームを構築し、実施したことは、立入検査業務の改善につながるとともに事業者等の新型コロナウイルス感染の不安解消になり、事業者からの信頼性の向上が見込まれるとともに、制度理解が促進され、再発防止に資するものである。 加えて、経験豊富な職員が減少するなか、新たに動画を用いた手法により、効率的かつ系統的に技術継承が図られるようになった。特に、新型コロナウイルス感染防止のため研修等の実施が制限される中で、FAMIC 内の新任者に対する定期研修に動画資料を用いた人材育成の手法を構築し、実施したことは、検査職員の技術の向上につながっており、信頼性の向上が期待される。 これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
④ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法第 17 条第 1 項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後 30 業務日以内（試験の実施に長期間を要する VA 菌根菌資材の場合は 65 業務日以内）に農林水産大	④ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取	<定量的指標> ◇標準処理期間内（VA 菌根菌以外は 30 業務日以内、VA 菌根菌は 65 業務日以内）の処	<主要な業務実績> ④ 地力増進法第 17 条第 1 項の規定に基づく立入検査（26 件）は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施した。集取品の試験（12 件）については、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。立入検査を行った 26 件全てについて業務の進行管理を適切に実施し、全ての検査結果を 30 業務日以内に農林水産大臣	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等の情勢下における新たな検査に代	④ 土壌改良資材の立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い 26 件実施し、標準処理期間内の処理率は 100%である。

	臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。	品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後 30 業務日以内（試験の実施に長期間を要する VA 菌根菌資材の場合は 65 業務日以内）に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。 また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。	理率：100 % （標準処理期間内報告件数 / 立入検査件数）	に報告した。また、被検者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検者（5 件）に対して技術的助言を行った。 なお、農林水産大臣から VA 菌根菌資材の試験に係る指示はなかった。 【処理率 100%（26/26）】 【特筆事項等について（創意工夫等）】 新型コロナウイルス感染拡大防止の環境下、生産事業場への立入が制限され、これまで検査により行っていた法令遵守や違反改善の状況の確認が困難となる場合が生じている。 このため、昨年度に法令違反となった事業場について優先的に検査を実施し改善状況の確認を行うとともに、検査が困難な事業場等においても検査と同等の対応が可能となるよう確認事項について事業者に依頼しメール等の手段により確認するスキームを取り入れた。併せて、事業者等の新型コロナウイルス感染の不安解消にもつなげた。	わる確認スキームの構築による土壌改良資材の品質の確保により、立入検査業務の改善・合理化に貢献したことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	加えて、コロナ禍において現地での検査が困難な場合については、確実な確認を実施するために、事業者に対して、関係帳簿等の提出資料一覧を手交し、後日、手交された一覧を基に事業者からメール等で提出された資料を確認する等、新たな確認スキームを構築し、実施した。このことにより事業者等の新型コロナウイルス感染の不安に寄り添いつつ、必要な検査を行うことを可能にすることで、検査業務の維持につながった。このような業務改善は、土壌改良資材の品質保全・安全性確保の向上に貢献しており、単に事業計画における所期の目標である標準処理期間内の検査実施等を行っただけでなく、コロナ禍というこれまでにない状況に柔軟に対応していることから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第 6398 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水	⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を行う。 ア 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」（平成 16 年 2 月 26 日付け 15 消安第 6398 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、牛、めん羊及び山羊の部位を原料とする肥料について、脊柱等が	<定量的指標> ◇処理率：100%（報告件数及び処理件数／大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数）	<主要な業務実績> ⑤ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を実施した。 ア 牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合しないことに関し、農林水産大臣から指示があった製造事業場（7 事業場）全てについて製造基準適合確認検査を実施し、適否を付して検査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：大臣確認指示及び理事長確認申請に対する報告等の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務について、農林水産大臣が指示した製造事業場 7 件及び確認申請を受けた製造事業場 53 件に対して製造基準適合確認検査を実施し、処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成して	

産庁長官通知)に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合にあっては、その製造事業場を公表する。 イ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を申請に基づき行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。		イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受け付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(53事業場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページに公表した。 【処理率100% ((7+53)/(7+53))】		いると認められる。 (評定：B)
⑥ 肥料の法改正に伴う業務 肥料の法改正を受けて、農林水産省と連携して、以下の業務に取り組む。 ア 農林水産省からの要請により、以下の内容の見直しの検討に資する調査・情報提供などを行う。 (ア) 事業者による自主的な生産工程管理の拡大を踏まえた立入検査の実施方法 (イ) 緩効性肥料等の表示基準 (ウ) 公定規格及び原料規格など また、見直し後の制度に合わせた業務の運用の見直しを行う。	⑥ 肥料の法改正に伴う業務 肥料の法改正を受けて、農林水産省と連携して、以下の業務に取り組む。 ア 農林水産省からの要請により、以下の内容に関する調査・情報提供などを行う。 (ア) 事業者による自主的な生産工程管理の拡大を踏まえた立入検査の実施方法 (イ) 緩効性肥料等の表示基準 (ウ) 公定規格及び原料規格など また、見直し後の制度に合わせた業務の運用の見直しを行う。	<定性的指標> ◇肥料の法改正に伴う業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑥ 肥料の法改正に伴う業務 ア 見直しの検討に資する業務として、次の取組を実施した。 (ア) 生産工程管理に資するため、本部及び地域センターにおける過去2年間の違反事例を調査し、違反状況及び改善の取組内容を取りまとめた。改善の取組内容について不明な点がある場合は、生産事業者に対して改めて改善状況の確認を行った。調査結果については、違反項目や改善内容を類型化し農林水産省に情報提供を行った。 (イ) 緩効性肥料等の表示基準について、告示への記載内容の検討を行った。 (ウ) 公定規格の見直しや原料規格の設定に際し、過去の登録における原料の使用状況や業者からの要望等を取りまとめて農林水産省に情報提供を行うとともに、令和2年12月に施行した改正内容に合わせて、立入検査等の業務を適切に実施できるよう、関係規程類の改正を行った。 また、既存の副産系肥料の登録銘柄について、肥料登録システム上の申請書類から原料・生産工程を抽出し、肥料の種類毎にとりまとめて農林水産省へ報告した。 さらに、過去の相談事例により、りん酸副産物の肥料化に係る意見出しや過去に使用された特殊肥料の含有成分量等についてとりまとめて農林水産省へ報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、肥料に関する科学的知見を収集・整理して提供しており、目標の水準を満たしている。	⑥ 肥料の法改正に伴う業務について、農林水産省への情報提供、指定混合肥料の検査への対応マニュアル等の整備、担当者による検査のばらつき防止のための運用の統一を行っている。特に、過去2年間の違反状況のとりまとめ結果は、肥料事業者のための自主的管理マニュアルの作成に寄与した。また、既存の登録銘柄の原料・生産工程等の情報や、過去の相談事例から得られた未利用資源に関する業者の要望について、主成分の効果や有害成分の混入リスク等を整理した内容は、公定規格の再編や原料規格の設定に寄与した。これらのことは、肥料法の円滑な施行に大きく貢

イ 肥料制度の見直しにより新たにできることや遵守すべき内容について、立入検査時及び事業者対象の研修会等において周知を行うとともに、問合せへの対応を行う。事業者より収集した質問や意見について、制度運用の検討に資するために、農林水産省へ情報提供する。 ウ 令和2年度中に施行される指定混合肥料について、適切な立入検査が実施できるよう制度や検査手順等について準備を行うとともに、検査を実施する。 加えて、地方農政局等や都道府県による指定混合肥料の検査について、研修会の開催や必要に応じて検査に同行するなど必要な支援を実施する。 エ イ及びウについて、地域センター間や担当者により対応にばらつきが生じないよう、更なる運用の統一を図る。 【重要度：高】 肥料取締法の改正に伴い整備する省令・告示の検討には、ニーズを踏まえた肥料の安全性及び品質を確保する制度設計が、また農家等のニーズに則した安全性や品質が確保された肥料の供給には、事業者への制度周知や問合せへのきめ細かい対応とともに、適切な生産を担保するために地方農政局等や都道府県も含め立入検査を適切に実施することが重要である。 ⑥の業務は、上記の実現に資するものであることから、重要度が高い。	イ 肥料制度の見直しにより新たにできることや遵守する内容について、立入検査時や事業者対象の研修会等において周知を行うとともに、問合せがあれば適切に対応する。 なお、事業者より収集した質問や意見については、農林水産省へ情報提供する。 ウ 令和2年度中に施行される指定混合肥料について、適切な立入検査が実施できるよう制度や検査手順等について準備を行うとともに、検査を実施する。 加えて、地方農政局等や都道府県による指定混合肥料の検査について、研修会の開催や必要に応じて検査に同行するなど必要な支援を実施する。 エ イ及びウについて、地域センター間や担当者により対応にばらつきが生じないよう、更なる運用の統一を図る。		イ 肥料制度の見直しに係る情報として、指定混合肥料や原料管理制度の情報等について、立入検査、研修会及び登録窓口においてリーフレット等を配付することで周知を行った。また、本部及び地域センターで肥料制度見直しに係る肥料関係業者からの質問・相談・意見等については、農林水産省が作成する肥料制度見直しに係るQ&A作成に資するため、取りまとめたうえ情報提供を行った。 ウ 指定混合肥料の検査に対応できるよう、立入検査を想定した手順や留意すべき事項等を取りまとめ、既存の検査実施マニュアル、表示チェックシート等の見直しを行った。また、上記の資料を元に農林水産省、関東農政局を交えて意見交換を行い、立入検査において検査・指導内容に差異が生じないよう対応した。さらに、立入検査の実施内容について地方農政局等や都道府県担当者による検査を支援するため、研修会の演習で使用する検査手順や関連する模擬書類等の資料を作成した。 エ 肥料制度の見直しに係る情報提供や問合せについては、検査注意事項での対応方法や問合せの内容を取りまとめて情報の共有を行って、地域センター間や担当者ごとのばらつきが生じないよう対応した。		献したことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
⑦ その他肥料の安全確保等に関する業務 ア 安全な肥料の生産を確保するため、農林水産省と連携し、有害成分を含有する可能性の高い汚泥肥料の生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成22年8月 農林	⑦ その他肥料の安全確保等に関する業務 ア 安全な肥料の生産を確保するため農林水産省と連携し、有害成分を含有する可能性の高い汚泥肥料の生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管	<定量的指標> ◇手引書の汚泥肥料新規登録業者への周知率及び手順書に従った品質管理の普及の実施率：	<主要な業務実績> ⑦ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 ア 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者（13件）に対して、内容の周知を行った。 汚泥肥料登録業者の立入検査（101件）時に、「汚泥肥料中の重金属管理手引書」に沿った品質管理等の普及・指導を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：汚泥肥料新規登録業者への周知率及び立入検査先の汚泥肥料登録業者への品質管理等の普及・指導の実施率は100%であり、計	⑦ ア 汚泥肥料の生産業者が実施する品質管理について、新たに汚泥肥料の登録申請を行った生産者13者に対して「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の周知及び101件の立入検査

	水産省公表（平成 27 年 3 月改正）。以下「手引書」という。）について、新たに登録を受ける汚泥肥料生産業者へ内容を周知する。また、立入検査の際に手引書に沿った取組の状況を確認し、品質管理の普及に努める。	理手引書」（平成 22 年 8 月 農林水産省公表（平成 27 年 3 月改正）。以下「手引書」という。）について、登録申請手続きの説明等とともに、新たに登録を受ける生産業者へ内容を周知する。また、立入検査の際に、手引書に沿った品質管理の取組状況の確認により、生産実態に応じた品質管理の普及に努める。	100%（周知件数及び普及件数／汚泥肥料新規登録業者数及び汚泥肥料登録業者の立入検査数）	【周知率及び実施率 100%（(13+101)/(13+101)）】	画における所期の目標を達成している。	時に同手引書に沿った品質管理等の普及・指導を実施し、実施率は 100％であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
イ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成 26 年 3 月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥料安全検査部公表。以下「標準手順書」という。）に基づき対応する。また、農林水産省の要請により、汚泥中のりんやバイオマス燃焼灰中の加里といった未利用資源を肥料として利用するための公定規格の設定について、標準手順書に基づき、必要な肥料の品質や植害に関する調査設計、サンプリング、分析を実施する。	イ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成 26 年 3 月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥料安全検査部公表。以下この項において「標準手順書」という。）に基づき、次の取組を行う。 (ア) 事業者からの仮登録の申請については、農林水産大臣の指示に従い、仮登録の妥当性に係る調査を実施し農林水産省に報告する。仮登録肥料の肥効試験については、農林水産大臣の指示に従い試験を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で結果のとりまとめを行い農林水産省へ報告する。 また、仮登録申請の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。 (イ) 事業者からの公定規格改正の申出に対しては、標準手順書に基づき、外部有識者から意見を聞いた上で評価を行い農林水産省へ報告する。また、申出の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。 (ロ) 農林水産省の要請により、汚泥中のりんやバイオマス燃焼灰中の加里といった未利用資源を肥料として利用するための公定規格の設定について、標準手順書に基づき、必要な肥料の品質や植害に関	<定量的指標> ◇事業者からの申出に対する調査等実施率：100%（報告件数/調査指示件数）	<主要な業務実績> イ 次の取組を実施した。 (ア) 仮登録申請に係る調査（書類等）について、農林水産大臣の指示はなかった。 なお、仮登録申請について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。 仮登録肥料に係る肥効試験について、農林水産大臣の指示はなかった。 (イ) 事業者からの公定規格改正の申出はなかった。 なお、公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。 (ロ) 農林水産省から未利用資源を肥料として利用するための公定規格の設定に係る調査の要請はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	⑦イ(ア)(イ) 事業者からの仮登録や公定規格改正の申出について、実績がないため評価せず。（評定：－）	
		<定量的指標> ◇農林水産省が行う公定規格改正に伴う調査実施率：100%（実		<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	⑦イ(ロ) 事業者からの仮登録や公定規格改正の申出について、実績がないため評価せず。（評定：－）	

	する調査設計、サンプリング、分析を実施する。	施件数/要請件数)			
ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。	ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」(平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき管理されているかを確認する。 加えて、農林水産省から要請があった場合には、肥料等の放射性セシウムの測定を実施する。	<定量的指標> ◇実施率：100% (測定件数/該当汚泥肥料採取件数)	<主要な業務実績> ウ 汚泥肥料の放射性セシウム測定を21件実施し、農林水産省に報告した。また、立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無や、通知に基づく原料汚泥の管理状況について、とりまとめて農林水産省に報告した。 【実施率100% (21/21)】 なお、農林水産省から肥料等の放射性セシウム測定の要請はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：放射性セシウム測定の実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑦ウ 汚泥肥料の放射性セシウム測定について、21件実施し、実施率は100%であった。また、立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無及び通知に基づく原料汚泥の管理状況が農林水産省に報告されていることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)
エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。	エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。	<定量的指標> ◇立入検査等における測定実施率：100% (測定件数/該当汚泥肥料等採取件数及び要請件数)	<主要な業務実績> (7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で11点試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。また、クロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害が確認されなかったため、農林水産省からクロピラリド測定の要請はなかった。 【実施率100% (11/11)】 農作物の生育障害発生防止に努めるため、家畜ふんを原料として汚泥肥料等を生産する事業場に集中的かつ優先的に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された事業場に対して園芸農家へ出荷の際、「使用に当たって作物の種類や施用量に留意するよう」に伝達するよう注意喚起を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：クロピラリドを測定するため立入検査で採取し、そのクロピラリドの測定実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑦エ(7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査で試料採取について、11件実施し、農林水産省に報告しており、測定実施率100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)
(4) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛等の排泄物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知)に記載された取組につい	(4) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査の際に、「牛等の排泄物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」(平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等連名通知)に記載された取組につい	<定量的指標> ◇取組の周知実施率：100% (周知件数/当該立入検査件数)	<主要な業務実績> (4) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場19件に立入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。 【周知率100% (19/19)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：クロピラリドに係る取組の周知率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑦エ(4) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への周知について、19件実施し、実施率が100%であることから、事業計画における所期の目標を達成している

て周知する。	て周知する。				と認められる。（評定：B）
オ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を実施する肥料生産者に対し、技術的助言及び協力を行う。また、外部精度管理試験に参加する肥料生産者、都道府県肥料検査指導機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。	オ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を実施する肥料生産者に対し、技術的助言及び協力を行う。また、外部精度管理試験に参加する肥料生産者、都道府県肥料検査指導機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。	<定性的指標> ◇技術的助言等の実施状況	<主要な業務実績> オ 農林水産省からの要請に応じ、外部精度管理試験として、肥料事業者からなる協議会が主催した「共通試料による手合せ試験」に参画し、試料調製や成績とりまとめ、検討会講評等の技術的助言を行った。その際に試験法として精度が確保された「肥料等試験法」が令和2年4月に公定法に規定されたことを周知し、肥料等試験法の特徴等について解説したことで分析担当者の技術的知見の向上を図った。 また、農林水産省が都県肥料検査機関や分析機関、肥料団体等に向け開催した「肥料等試験法説明会」において講師として説明を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの要請に応じて技術的助言等を行っており、目標の水準を満たしている。	⑦オ 肥料等試験法に関して外部精度管理試験を実施するとともに、参加者に対して分析や精度管理のポイントについて技術的助言を行った。また、農林水産省が開催した説明会への講師派遣を行うなど、公定法の周知とともに肥料分析者の技術向上を図っており、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
⑧ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性を確保する上で必要な課題から少なくとも9課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。 【重要度：高】 ⑧の業務は、国内で唯一の肥料分析の調査研究を行う部門として分析法の改良などを行うものであり、これらの成果は、「肥料等試験法」として毎年更新、公表され分析機関等にて利用されるなど、肥料の品質等の確保に必要不可欠であることから、重要度が高い。	⑧ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性及び品質確保上必要な課題から少なくとも9課題以上実施する。 また、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑧ 肥料の検査等に関する調査研究について11課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（令和3年3月3日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。 （別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究業務で得られた成果を公表するために、これまで冊子化していた「肥料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載するとともに公開調査研究発表会（令和2年11月18日）で成果の普及に努めた。 【特筆事項等について（創意工夫）】 肥料研究報告は、冊子を送付するための労力や印刷費が膨大になっていたため、配付先へアンケートを実施した結果、冊子の送付不要との意見が大半を占めたことから、冊子での配付を中止し、電子ジャーナルへの移行を実現した。 また、電子ジャーナルのホームページへの掲載時期のお知らせについては、令和2年度に限っては関係者に文書で通知し、令和3年度以降に向けてメールマガジンへの登録や、広報誌等による確認をお願いした。 これにより、冊子配付業務及び冊子印刷費用を大幅に削減することができ、業務の効率化を実現し、調査研究に係る学会発表等他の業務にこれまで以上に注力できる環境が整備された。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：肥料の検査等に関する調査研究では、目標課題数を満たすとともに、外部有識者を含めた委員会から適切に実施されたと評価を受けたことに加え、調査研究成果の公表手段として電子ジャーナルに移行することにより、業務の効率化を実現し、調査研究業務に一層注力できる環境が整備され、肥料の品質及び安全の確保等に貢献したことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	⑧ 調査研究業務について、肥料の品質及び安全確保の上で必要な課題を11課題実施（年度目標値：9課題以上）し、外部有識者を含めた委員会から次年度継続の課題を除く10課題全てB以上の評価を受け、うち4課題がA評価を受けている。 加えて、これまで冊子化していた「肥料研究報告」を電子ジャーナル化し、業務の効率化が図られることにより、肥料の品質等の確保で必要不可欠な調査研究業務を推進できる環境を整備したことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 ②のイ 農薬の登録審査業務 【重要度：高】 ②のイ 農薬の登録審査業務 ⑤のアのイ 農薬安全性情報収集 ⑤のイのイ 蜜蜂への影響評価法の検討 ⑤のイのロ 安全性評価導入の検討 ⑤のイのハ 試験要求の見直し等	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2 8年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度		2 8年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額（千円）	868,366	1,020,997	1,028,544	1,139,434	1,135,685
②ア⑦ 農薬の登録審査業務（基準値設定必要農薬）	1年4か月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100% (110/110)	100% (158/158)	100% (156/156)	100% (136/136)	100% (1,046/1,046)	決算額（千円）	840,415	960,888	1,005,371	1,092,458	1,035,615
②ア① 農薬の登録審査業務（基準値設定不要農薬）	10.5か月以内		100% (1,184/1,184)	100% (970/970)	100% (872/872)	100% (1,218/1,218)		経常費用（千円）	1,054,875	1,028,244	1,089,449	1,108,819	1,037,016
②イ 農薬の登録審査業務（審査報告書）	登録後 6 か月以内	100%（標準処理期間内公表件数/公表件数）	100% (3/3)	100% (6/6)	100% (5/5)	100% (7/7)	100% (6/6 有効成分) (6/6 製剤)	経常利益（千円）	29,879	16,763	13,666	30,249	67,530
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務（GLP 調査報告）	30 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100% (14/14)	100% (17/17)	100% (20/20)	100% (14/14)	100% (22/22)	行政コスト（千円）	—	—	—	1,997,300	1,086,832
④ア 農薬の立入検査等業務（立入検査）	25 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数及び集取件数）	100% (69/69)	100% (68/68)	100% (68/68)	100% (69/69)	100% (48/48)	行政サービス実施コスト（千円）	1,222,285	1,160,484	1,202,755	—	—
④イ 農薬の立入検査等業務（集取分析）	60 業務日以内		100% (21/21)	100% (16/16)	100% (18/18)	100% (12/12)		従事人員数	98	96	101	102	99
⑤ア⑦① 農薬の登録審査に附帯する業務（国際調和）	技術的知見の提供	—	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席						
⑤イ⑦ 農薬の登録審査に附帯する業務（蜜蜂に含まれる農薬の定量）	結果報告	—	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告						
⑤イ① 農薬の登録審査に附帯する業務（蜜蜂への影響評価の更なる検討）	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供						

⑤イ(ウ) 農薬の登録審査に附帯する業務(使用時安全性評価の更なる検討)	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	
⑤イ(ハ) 農薬の登録審査に附帯する業務(試験成績等整備の事前相談対応)	技術的知見の提供	—	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	
⑥ 農作物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務	40 業務日以内	100% (標準処理期間内報告件数/指示件数)	100% (466/466)	100% (477/477)	100% (476/476)	100% (480/480)	100% (393/393)	
⑦ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	8 件	7 件	7 件	7 件	6 件	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の検査等業務を行う。	(2) 農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	<定量的指標> ○農薬関係業務 中項目の評価は、小項目別(◇)の評価結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目5(項目)×3点(A)＋小項目6(項目)×2点(B)＝27点 A：基準点(22)×12/10 ≤ 各小項目の合計点(27) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を生かすとともに、新たな農薬取締制度の運用に資するため、農林水産省ときめ細かい協議・連携の下、迅速に審査できる評価スキームを構築するなど、行政上の重要政策課題へ貢献した。		評定 A	<評定に至った理由> 12の小項目のうち実績のない1項目を除き、Aが5項目、Bが6項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はAであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急要請業務について、実績がないため評価せず。(評定：－)	
② 農薬の登録審査業務 ア 農薬取締法第3条第5項及び第7条第3項(これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく農薬の登	② 農薬の登録審査業務 農薬の登録審査については、次の取組を行う。 ア 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第3条第5項及び第7条第3項(これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。)の	<定量的指標> ◇標準処理期間内(7)に係る報告は1年4か月以内、(4)に係る報告は10.5か月以内)の処理率：100% (標準処	<主要な業務実績> ② 農薬の登録審査業務について、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る審査業務の進行管理については、毎月2回審査進行管理表を更新し、各審査担当課が審査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月ごとに審査進行状況の定期点検を行った。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：緊急事態宣言の発令期間中など、通常よりも大幅に出勤者数を抑えた時期があったにもかかわらず、標準処理期間内の処理率は	②ア 農薬登録審査業務について、1046件実施し、標準処理期間内の処理率は100%である。加えて、「優先審査」の対象となった農薬については、他の申	

録申請に係る審査は、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、農林水産大臣の指示に従い、審査の質の維持を図りつつ実施し、その審査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。 (㊦) 農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内 (㊩) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内	規定に基づく農薬の登録申請に係る審査については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、審査の質の維持を図りつつ実施し、その審査結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 (㊦) 農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内 (㊩) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内	理期間内報告件数/報告件数) ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬についての体重1kg当たりの1日摂取許容量等が未設定であるために審査ができない期間（リスク評価等期間）は、審査期間に含まないものとする。	(㊦) 令和2年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から1,939件の審査指示があった。このうち、基準の設定が必要な農薬の審査指示は502件であった。令和2年度内に農林水産大臣に報告した182件は全て1年4か月以内に報告した。 なお、現在審査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。 (表1-1-(2)-1参照) (㊩) 基準の設定が不要な農薬の審査指示は1,437件であった。令和2年度内に報告した864件は全て10.5か月以内に報告した。 なお、現在審査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。 (表1-1-(2)-1参照) 【処理率100%（1,046/1,046(182(㊦)+864(㊩)))】 【特筆事項等について（創意工夫等）】 令和2年度内に農林水産大臣に報告した1,046件のうち64件は、農林水産大臣から農薬取締法第3条第6項及び第7条第4項の規定に基づき、病虫害防除等のために特に必要性が高い等の理由により他の農薬の審査に優先して行う（優先審査）よう指示された。（令和2年度における対象は、外来生物で広範囲の畑作物に甚大な被害を与えるツマジロクサヨトウ（とうもろこし等）や侵入病害の基腐病（かんしょ）の防除に用いる農薬に関する申請等。） これらの農薬については、当該申請により対処しようとする病虫害に対する使用時期も勘案して、それまでに登録が完了するよう特別な審査期限を設け、他の申請より優先して迅速に審査を進め、速やかな農薬登録を実現した。 緊急事態宣言の発令等を受け通常よりも大幅に出勤者数を抑えた時期があったにもかかわらず、標準処理期間内にすべての審査を処理したのみならず、上記の取組により、農業生産現場の特別なニーズにも応えることができた。	100%を維持したほか、「優先審査」の対象となったものについては、他の申請より優先して迅速に審査を進めて速やかな農薬登録を実現し、農業生産現場のニーズに応えることができたことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られたものと判断する。	請より優先して迅速に審査を進めることにより、遅くとも標準処理期間の半分程度で審査を実施し速やかな農薬登録を実現しており、農業生産現場のニーズに対応していることから、計画における所期の目標を上回る成果が得られたものと判断する。（評定：A）
--	--	--	--	---	---

イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を明らかにし、審査の透明性を確保することを目的として、農薬の審査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、登録後 6 か月以内に公表する。 【重要度：高】 ②のイの業務は、農薬登録時に人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠等を明らかにし、審査の透明性を確保するために必要な農薬取締制度の根幹をなす業務であり、農薬取締制度の公正かつ円滑な運用に資することから、重要度が高い。 【困難度：高】 ②のイの業務は、農薬取締制度を公正かつ円滑に運用する上で必ず達成しなければならない目標ではあるものの、農薬取締法の改正に伴い、審査の透明性を一層向上させるため、従来の「有効成分」に係る審査報告書に加え「製剤」の報告書も新たに公表することとなり、高度かつ専門的な技術的知見が必要であることから、困難度が高い。	イ 農薬の審査結果に係る審査報告書を農林水産省と共同で作成し、登録後 6 か月以内に公表するため、業務の進行管理を適切に行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（6 か月以内）の処理率：100%（標準処理期間内公表件数/公表件数）ただし、審査報告書案の内容について農林水産省との調整が終了した新規登録有効成分であって、関係府省等との調整に時間を要しているために審査報告書の公表が遅れているものについては、処理率の算出に含めない。	イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の程度を評価した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、農林水産省と共同で審査報告書を作成し、6 有効成分及び 6 製剤全てについて登録後 6 か月以内に、農林水産省のホームページで公表した。 【処理率 100%（6/6(有効成分)、6/6(製剤)）】	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%で、計画における所期の目標を達成しており、かつ、年度目標において困難度が「高」とされている業務であるため。	②イ 新しい成分の農薬の登録時の、人の健康や環境への影響を評価し科学的根拠を明らかにした審査報告書について、有効成分 6 件及び製剤 6 件公表し、標準処理期間内の処理率は 100%であった。 また、本業務は従来の「有効成分」に加え「製剤」の審査報告書を新たに公表するものであり、実施に当たっては高度かつ専門的な技術的知見が必要であることから、困難度が高い業務である。 これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬 GLP 制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後 30 業務日以内に消費・安全局長に報告する。	③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬 GLP 制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後 30 業務日以内に消費・安全局長に報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（30 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	<主要な業務実績> ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 GLP 制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い、22 件実施し、その結果については、全て調査終了後 30 業務日以内に報告した。 【処理率 100%（22/22）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③ 特定試験成績の信頼性確保に関する業務について、試験施設の調査を 22 件実施し、標準処理期間内の処理率が 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第 30 条第 1 項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。	④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第 30 条第 1 項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、適切に集取する農薬等を選定し、製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水	<定量的指標> ◇標準処理期間内（立入検査結果の報告は 25 業務日以内、集取品の分析結果は 60 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期	<主要な業務実績> ④ 農薬取締法第 30 条第 1 項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、40 製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 農薬の立入検査等業務について、製造場への立入検査 40 件及び採取した農薬 8 点の分析を実施し、標準処理期間の処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標

ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内 イ 集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内	産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後25業務日以内 イ 集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内	間内報告件数/指示及び集取件数) ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。	ア 40 製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に報告した。 イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬 8 点の分析結果については、全て集取後 60 業務日以内に報告した。 【処理率 100% (48/48)】		を達成していると認められる。(評定：B)
⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、次の取組を行う。 (7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析 (4) OECD による新たなテストガイドラインの策定・改訂や GLP 制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関しての、FAMIC の技術的知見に基づいた支援 【重要度：高】 ⑤のアの(7)の業務は、農薬取締法の改正に伴い新たに追加する業務（法に明記された業務）であり、情報の収集解析により、国際的な標準との調和及び最新の科学的知見に基づく農薬の安全性評価のさらなる充実を図っていくことで、農薬取締制度の円滑な運用に資することから、重要度が高い。	⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMIC の技術的知見に基づき、次の取組を行う。 (7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集および解析 (4) OECD によるガイダンス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定、国際農薬分析法協議会における農薬の分析法の検討等の議論に関し、会議出席等を通じた技術的知見の提供	<定性的指標> ◇技術的知見の提供	<主要な業務実績> ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。 (7) 農林水産省との連携のもと、農薬の人への影響、農薬の品質等の確保等に関する科学的知見を収集し、農林水産省に提供した。また、国際的に関心が高まっている農薬の安全性評価の分野については、農林水産省と共同で重点的に海外の状況等の情報収集、分析を行った。 (4) OECD で検討されているガイダンス文書の草案等に関し、技術的な観点からの検討を行い、結果を農林水産省に提出した。 新型コロナウイルス感染拡大による OECD GLP 現地評価訪問の実施スケジュール見直しに関する会議に、職員 1 名を参加させた。 また、OECD EGBP（生物農薬専門家会合）の生物農薬の試験要求に関する国際調和に関する課題の議論に職員 1 名を参加させた。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の安全性その他の品質の確保等に関する科学的知見や OECD 等の国際会議への派遣等を通じた農薬行政の国際調和に貢献するための技術的知見の提供を行っており、目標の水準を満たしている。	⑤ア(7)(4) 農薬行政の国際調和の推進するため、国際的な議論に関して技術的知見の提供を行うとともに、OECD 等の国際会議に派遣させ議論に参加させていることから、目標の水準を満たしている。 (評定：B)
イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。	イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。		<主要な業務実績> イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行った。 特に、令和 3 年 10 月 1 日から最初の受付が始まる再評価申請に係る審査業務を、出来る限り効率的に実施し再評価の円滑な進捗に資するよう、以下(4)～(4)のとおり、実施体制の整備や申請者に対する支援に係る種々の対応を農林水産省と共に実施したほか、農林水産省により構築され、審査業務における農林水産省・FAMIC 間の連携の強化と効率に資することが期待される、新たな農薬登録情報システムについて、技術的検討を行った。		

(7) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量 (4) OECD における検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する影響評価の更なる充実に向けた検討 【重要度：高】 ⑤のイの(4)の業務は、蜜蜂に関する最新の情報や海外の評価法などの技術的知見を提供するものであり、農薬が原因となった蜜蜂の被害を防止する政策上の取組の推進に資することから、重要度が高い。	(7) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量 (4) OECD における検討状況を踏まえた蜜蜂への影響に関する影響評価の更なる充実に向けた検討	<定性的指標> ◇結果報告 <定性的指標> ◇技術的知見の提供 【特筆事項等について（創意工夫等）】 イの(4)～(4)の業務について、令和3年10月以降、順次再評価の申請を受け、審査が開始されれば、平均して年間600以上の農薬について、その時点での最新の科学的知見に基づき評価を行うこととなる。これまで新たな農薬の申請件数が年間150件程度であったのと比べて著しく増加する審査業務を期限内に処理するためには、提出される試験成績等の資料に不足がなく、かつデータ等が評価しやすい形に整理されているとともに、あらかじめ定められた手順に則って効率的に評価を実施できる仕組みが必要である。また、同じく令和3年度から本格運用される農薬使用者の健康や蜜蜂への影響の定量的な評価については、再評価の対象となる全ての農薬に当該評価方法を適用することとなることから、特にその効率化が重要であった。 このような状況に対処すべく、FAMIC としては、農林水産省とのきめ細かい協議・連携の下、農薬業界からも情報収集しつつ、次の取組を実施した。 ① 申請者が提出した試験成績に基づきどのように評価を行うかを解説した「評価ガイドダンス」の整備（農林水産省にて令和3年度上半期中に通知化の予定） ② 評価に使用しやすいよう、各種試験成績を申請資料として提出する際のまとめ方を指示したものである「ドシエガイドダンス」について、最新のデータ要求や評価方法を反映したものに改正 ③ 申請者が有する試験成績等が最新のデータ要求に照らして問題ないものかどうかを国があらかじめ判断する「データコンサルテーション」において、審査機関の立場から助言、サポート	(7) 農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料31件について農薬の定量分析を行い、分析結果を農林水産省に報告した。 <主要な業務実績> (4) 農林水産省の要請に基づいて次の取組を行い、結果を農林水産省へ報告した。 ① 蜜蜂における危害防止方法に関連する農薬の「使用時期」に使用する用語を定義するため、欧州で使用されている BBCH スケール（植物の生物季節学的成長段階指標）と日本の作物栽培で使用する栽培用語の対比表を作成した。また、危害防止方法に関連する「施設」を定義するため、国内の施設カタログ、作物栽培指針を基に施設を分類し整理表を作成した。 ② 令和2年度に作成し公表された蜜蜂への影響評価に係る暴露量計算シートについて、花粉・花蜜残留試験結果を入力すれば精緻化した暴露量及び評価結果が出力されるよう、計算シートを改良した。 ③ 農林水産省を通じた環境省からの依頼により、野生ハナバチに適用できる暴露量推定のための計算シートを作成した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告しており、目標の水準を満たしている。 <評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり、諸外国の状況を踏まえた蜜蜂への影響評価方法の検討のための技術的知見を提供していることに加え、蜜蜂に係る定量的な評価及び再評価への具体的かつ実証的な対応について仕組みを整備したことにより、農林水産省の施策である新たな農薬登録制度の円滑な運用に資することができたと考えられ、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	⑤イ(7) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量について、都道府県から送付された31件を実施し、結果報告がなされたことから目標の水準を満たしている。（評定：B） ⑤イ(4) 蜜蜂への影響評価について、諸外国の状況を踏まえた影響評価方法の検討のための技術的知見を提供している。 加えて、蜜蜂への暴露量の定量的な評価及び再評価のために、法人が創意工夫し、農薬の暴露量を試算するワークシートを作成・改良するなど、暴露量算出の迅速性・科学的信頼性を確保することにより、農林水産省の重要度の高い政策課題である新たな農薬登録制度の円滑な運用に資していることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
---	--	---	---	---	--

		④ 農薬使用者や蜜蜂がどの程度農薬に暴露されるのかを試算するワークシートを作成・改良し、暴露量算出の迅速性・科学的信頼性を確保 ⑤ FAMIC が行う人や環境への安全性など様々な分野の審査についてチェックシートを作成し、審査の一貫性とスピードを向上 ⑥ 新たな評価方法の導入に伴い登録内容に含めることとする農薬の使用方法に関する制限や各種注意事項の設定ルール（用いる用語の定義を含む。）を検討 これらの取組を通じ、評価の科学的信頼性と透明性を確保しつつ、迅速な処理に耐える評価の仕組みが再評価の開始に間に合うよう整備され、農林水産省の施策である新たな農薬登録制度の円滑な運用に資することができた。			
(ウ) 農薬の作業員一日許容量（AOEL）及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の更なる充実に向けた検討 【重要度：高】 ⑤のイの(ウ)の業務は、農薬の使用者への影響に関する最新の情報や海外の評価法などの技術的知見を提供するものであり、農薬の使用者への安全の確保に資することから、重要度が高い。	(ウ) 農薬の作業員一日許容量（AOEL）及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の更なる充実に向けた検討	<定性的指標> ◇技術的知見の提供	<主要な業務実績> (ウ) 農林水産省の要請に基づいて次の取組を行い、結果を農林水産省へ報告した。 ① 土壤燻蒸剤の使用者評価方法を策定するため、土壤燻蒸剤の海外評価状況を調査した。 ② 反復影響評価に用いる農薬の最大使用回数を明確化するため、評価対象有効成分を含む農薬の総使用回数を用いることについて現に登録を受けた農薬で試算を行うとともに、これに合わせて農薬使用者暴露計算シートの改良を行った。 ③ 予測式利用の基準及び経皮吸収デフォルト値に係る農薬の剤型分類基準を補足するための通知改正案に対して、技術的な観点からの意見を提出した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 ⑤のイの(ウ)の特筆事項を参照。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり、農薬の作業員一日許容量及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けた検討のための技術的知見を提供していることに加え、令和3年度から本格運用・開始される使用者暴露に係る定量的な評価及び再評価への具体的かつ実際的な対応について仕組みを整備したことにより、農林水産省の施策である新たな農薬登録制度の円滑な運用に資することができたと考えられ、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	⑤イ(ウ) 農薬の作業員一日許容量（AOEL）及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の拡充に向けた検討について、技術的知見を提供している。 加えて、農薬の使用者暴露に係る定量的な評価及び再評価のために法人が創意工夫し、農薬の暴露量を試算するワークシートを作成・改良するなど、暴露量算出の迅速性・科学的信頼性を確保しており、農林水産省の重要度の高い政策課題である新たな農薬登録制度の円滑な運用に資することができたと考えられ、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
(エ) 再評価の開始に向けて、各種評価ガイダンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応 【重要度：高】 ⑤のイの(エ)の業務は、申請者が持つ科学データの解析及び追加が必要となる試験の指導等、事前相談に技術的な観点から適切な助言を行うものであり、制度開始当初からの円滑な再評価	(エ) 再評価の開始に向けて、各種評価ガイダンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応	<定性的指標> ◇技術的知見の提供	<主要な業務実績> (エ) 農林水産省の要請に基づいて次の取組を行った。 ① 申請者からの事前相談への対応 農林水産省から検討依頼があった事前相談について情報を管理するとともに内容について検討し、農林水産省と連携して事業者に対応した。 ② 我が国の試験要求の見直し等のための検討 令和2年4月1日から実施された農薬取締法第2弾施行等に対応するため、農林水産省と連携して次の取組を行った。 ・第2弾施行に伴い新たに審査対象となった分野に係るデータの追加要求及びガイダンスの整備	<評定と根拠> 評定：A 根拠：令和2年度も策定作業が継続中の評価ガイダンスをはじめ、申請者が提出すべき試験成績やその評価方法の検討に技術的知見を提供していることに加え、事業者から寄せられる事前相談に検討中の内容に基づき対応することで、再評価	⑤イ(エ) 再評価の開始に向けて、策定作業が継続中の評価ガイダンスをはじめ、申請者が提出すべき試験成績やその評価方法の検討に技術的知見を提供している。 加えて、農林水産省と連携して、評価の科学的信頼性と透明性を確保しつつ、

制度の運用に資することから、重要度が高い。			・再評価を見据えた審査の具体的な進め方の検討 ・農薬登録申請者、安全性試験等の実施施設、都道府県等からの試験実施に係る質問への回答案の作成 - また、農薬登録申請のみならず、令和3年度から始まる再評価を円滑に進めるため、農林水産省と連携し次の取組を行った。 ・登録審査の透明性を確保するため、審査に当たっての考え方をまとめたものであり、申請者による試験設計や申請内容の検討の際にも参照されることとなる評価に係るガイダンス案を以下の分野別に作成 ○農薬（製剤）の品質 ○薬効・薬害 ○使用時安全 ○作物残留 ○水域生活環境動植物 ○環境中における動態 ○蜜への影響 ・天敵生物等を有効成分とする生物農薬に関する試験要求通知案の作成及び関係機関からの質問等に対応 【特筆事項等について（創意工夫等）】 ⑤のイの(イ)の特筆事項を参照。	の円滑な開始に貢献した。 イ (イ) 及び (ウ) にも共通することであるが、これらの課題には、必要に応じて事業者からも情報収集しつつ、農林水産省とのきめ細かい協議・連携の下に取り組むことで、全体として、評価の科学的信頼性と透明性を確保しつつ、迅速な処理に耐えうる評価の仕組みを、再評価の開始に間に合うよう整備することができ、農林水産省の施策である新たな農薬登録制度の円滑な運用に大きく貢献したと考えられ、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	迅速な処理に耐えうる評価の仕組みを、整備しており、農林水産省の重要度の高い政策課題である新たな農薬登録制度の円滑な運用に貢献したと考えられることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、野菜、果実、米穀等の農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点検日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成15年8月4日付け15消安第424号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検等を適切に実施するとともに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下で的確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要に応じて分析を行うFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等を行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（40業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数） ただし、分析値が残留農薬基準の50%を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。	<主要な業務実績> ⑥ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析をFAMIC各地域センター等間で試料の集約化等をしつつ適切な精度管理の下で行った。調査点検・分析結果については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために採取できなかった試料を除く393件全て、農薬の使用状況調査点検実施日から40業務日以内に農林水産省へ報告した。 （表1-1-(2)-2参照） 【処理率100%（393/393）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査について、農薬の残留状況の分析を393件実施し、標準処理期間内の処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の人畜・環境	⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれ	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について6課題を実施した。その成果について外部有識者からなる委員会（令和3年2月25日開催）において、調査研究課題ごとに評価を受けた。 （別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究の推進に当たっては、農林水産省との綿密な調整と外	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農薬の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに適切に実施されたとの評価を	⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について、6課題実施（年度目標値：6課題以上）し、研究成果としても期待された水準を達成してい

	への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を少なくとも6課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	かに関わる課題を少なくとも6課題以上選定し、実施する。 (ア) 農薬の人畜・環境への影響に関する課題 (イ) 農薬等の品質・薬効等に関する課題 (ウ) 残留農薬の分析に関する課題 また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。		部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、部内関係者から成る推進委員会を複数回開催し、的確な進捗管理を行い効率的に実施した。 また、調査研究業務で得られた成果を冊子「調査研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（令和2年11月18日）で、成果の普及に努めた。	受けており、目標の水準を満たしている。	る成果であったことから、目標の水準を満たしている。（評定：B）
--	---	--	--	--	----------------------------	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第5号及び第6号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ④のウ 飼料等の検査等業務 ⑥のア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2 8年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度		2 8年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (4/4)	100% (3/3)	100% (6/6)	100% (5/5)	100% (3/3)	予算額(千円)	795,959	866,989	887,584	985,776	943,683
②ア 飼料等の立入検査等業務(立入検査に係る結果報告)	立入検査報告：25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	100% (565/565)	100% (529/529)	100% (443/443)	100% (414/414)	100% (543/543) 立入検査：100% (244/244)	決算額(千円)	699,979	810,827	864,092	877,934	882,791
	試験結果報告：15業務日以内		100% (719/719)	100% (653/653(うち地方農政局等への報告 27/27))	100% (595/595(うち地方農政局等への報告 54/54))	100% (505/505(うち地方農政局等への報告 54/54))	試験結果報告：100% (299/299(うち地方農政局等への報告 37/37))	経常費用(千円)	857,203	852,981	913,615	897,357	861,834
②イ 飼料等の立入検査業務(大臣確認検査)	実施率	100%（処理件数/申請受付件数）	100% (117/117)	100% (150/150)	100% (97/97)	100% (144/144)	100% (79/79)	経常利益(千円)	39,295	18,349	13,365	28,194	60,109
③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務(立入検査に係る結果報告)	立入検査報告：25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	100% (60/60)	100% (61/61)	100% (61/61)	100% (66/66)	100% (165/165) 立入検査：100% (60/60)	行政コスト(千円)	-	-	-	1,555,037	871,334
	試験結果報告：15業務日以内		100% (118/118(うち地方農政局等への報告 90/90))	100% (115/115(うち地方農政局等への報告 90/90))	100% (113/113(うち地方農政局等への報告 90/90))	100% (114/114(うち地方農政局等への報告 90/90))	試験結果報告：100% (105/105)	行政サービス実施コスト(千円)	885,957	857,427	918,716	-	-
④ア 安全性確保に関する検査等業務(基準・規格等の妥当性調査)	実施率	100%(達成件数/要請件数)	100% (9/9)	100% (10/10)	100% (5/5)	100% (2/2)	100% (2/2)	従事人員数	74	76	80	79	79
④イ 安全性確保に関する検査等業務(試験法等の開発等)	実施率	100%（達成件数/要請件数）	100% (1/1)	100% (9/9)	100% (9/9)	100% (7/7)	100% (7/7)						
④ウ 安全性確保に関する検査等業務(飼料等の検査)	実施率	100%（実施件数/1,000点）	114% (1,831/1,600)	107% (1,705/1,600)	102% (1,636/1,600)	109% (1,520/1,400)	104% (1,037/1,000)						
④エ 安全性確保に関する検査等業務(愛玩動物用飼料の検査)	実施率	100%(実施件数/150点)	— (164/—)	— (157/—)	— (139/—)	106% (159/150)	103% (155/150)						
④オ 安全性確保に関する検査等業務(毒性菌発現モニタリング調査)	実施率	100%(実施件数/要請件数)	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (1/1)	100% (2/2)						

④オ 安全性確保に関する検査等業務(適合性の維持)	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	—	—	—	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	
⑤ 検定等関係業務(飼料添加物の検定申請)	20 業務日以内	100% (標準処理期間内処理件数/申請件数)	100% (192/192)	100% (152/152)	100% (126/126)	100% (122/122)	100% (133/133)	
⑤ 検定等関係業務(登録検定機関調査)	実施率	100% (調査件数/依頼件数)	100% (2/2)	100% (1/1)	100% (5/5)	100% (2/2)	100% (1/1)	
⑥ア(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(抗菌剤 GMP ガイドライン及び GMP ガイドライン適合確認申請検査)	30 業務日以内	100% (実施件数/申請等件数)	100% (55/55)	100% (56/56)	100% (73/73)	100% (91/91)	100% (143/143)	
⑥ア(4) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(センター確認)	実施率		100% (26/26)	100% (47/47)	100% (19/19)	100% (29/29)		
⑥ア(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者)	特定飼料等製造業者 50 業務日以内 規格設定飼料製造業者 40 業務日以内		実績なし	100% (2/2)	100% (1/1)	実績なし		
⑥イ(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(輸出証明検査)	実施率	100% (実施件数/依頼件数) —	100% (18/18)	100% (20/20)	100% (22/22)	100% (15/15)	100% (28/28)	
⑥イ(4) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(エコフィード及び IC オイル検査)	実施率		100% (2/2)	100% (3/3)	100% (5/5)	100% (1/1)		
⑥ウ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(飼料製造管理者認定講習会、GMP ガイドライン研修)	研修の開催		7 回開催	7 回開催	8 回開催	8 回開催	2 回開催	
⑥エ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(技術的助言)	技術的助言等の実施状況	—	—	—	—	—	登録検定機関 2 事業所	
⑦ OIE 関係業務	情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出	—	3 回	5 回	2 回	2 回	4 回+1 回	
			1 回	1 回	1 回	1 回		
⑧ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	2 件	1 件	2 件	2 件	2 件	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。 また、愛玩動物用飼料の検査等について、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号以下「ペットフード安全法」という。）に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料及び飼料添加物関係業務の実施に当たっては、分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP 適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○飼料及び飼料添加物関係業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：小項目別の評定結果の積み上げによる評定はBとなること、特筆事項等に掲げる取組を考慮しA $\left[\begin{array}{l} \text{◇小項目 1（項目）} \times 3 \text{ 点（A）} + \text{小項目 17（項目）} \times 2 \text{ 点（B）} = 37 \text{ 点} \\ \text{B：基準点（36）} \times 9/10 \leq \text{各小項目の合計点（37）} < \text{基準点（36）} \times 12/10 \end{array} \right]$ <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めながら事業計画を達成するための様々な取組、業務の効率化の実現として飼料研究報告の電子ジャーナル化など、FAMIC が有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効果的かつ効率的に成果を挙げ、飼料等の安全確保に大きく貢献した。 なお、中項目の評定は小項目別の評定結果の積み上げにおいてはBとなること、飼料等関係業務の業務量の大宗を占める立入検査、分析、検定、工程管理検査等の主要業務において取り組んだ次に掲げる創意工夫等を考慮し、評定をAとする。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 事業計画の所期の目標を達成するため、新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応として次の創意工夫等を図った。 ・飼料等の立入検査において、リスクの高い事業場を優先するよう、立入検査計画の変更を農林水産省に提案、GMP ガイドラインへの対応状況を事業者自らが点検したものを事後確認することで現地での検査時間を短縮 ・立入検査計画が変更されたことにより、事業者に対しサンプリング方法を指導した上で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステムを導入し、試験点数を確保 ・検定業務において、出勤抑制が求められる中で担当を 2 グループに分け入替を図る等当該業務が途切れることなく標準処理期間内に実施 ・GMP ガイドライン適合確認において、天災その他やむを得ない事由により、現地検査の延期等を行う場合の手続きを手引きに追加、再開時には他センターへ応援要員を派遣するなどして現地検査を実施 ・GMP ガイドラインに係る研修会において、これまでの集合形式から申込受付、動画による講義、効果測定、アンケート、修了証書の発行がオンラインでできる e-ラーニングシステムを導入 ・飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、中止となった飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験に替わる試験を縮小しながらも自ら主催し実施	自己評価	評定 A	<評定に至った理由> 18 の小項目のうち、S が 1 項目、A が 6 項目、B が 11 項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はAであったため。また、立入検査、飼料の検査、飼料添加物の検定等の飼料関係業務のアウトプットの大半を占める項目に対して法人が創意工夫を行い、飼料等の安全確保に大きく貢献したと評価する。 ※Aの基準点（36点（Bの基準点）$\times 12/10 = 43.2$点）<小項目の合計点（1$\times 4$点、6$\times 3$点+11$\times 2$点 = 44点） 具体的には、次のとおり。

① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 【実施率100%（3/3）】 ア EU向けモニタリング検査において肉用牛の尿からタレラノールが検出されたことから、当該農家で給与又は保管していた飼料（6点）について、飼料の安全確保の観点から、タレラノールの前駆体でもあるゼアラレノンを含むかび毒の分析要請を受け、その結果を農林水産省に報告した。 イ 米国の未作付けの圃場にて未承認遺伝子組換え小麦が発見されたことから、農林水産省から複数の未承認遺伝子組換え小麦に対応した検出試験の確認要請を受け、国立医薬品食品衛生研究所の主催するコラボ試験に参加し、その結果を農林水産省へ報告した。 ウ 農林水産省が令和2年度栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策事業（栽培用種子の未承認遺伝子組換え体検査法整備及び確立事業）として実施したサトウキビ及びベニバナ種子並びにサトウキビ地上部の検出試験が可能かの確認要請を受け、事業受託者が主催するコラボ試験に参加し、その結果を農林水産省へ報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの要請に対する報告実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	① 農林水産省からの緊急要請3件に対応し、農林水産省からの要請に対する報告の実施率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
② 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品（飼料安全法第56条の規定によるものを含む。）の試験結果は、試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 ア 飼料の安全性の確保を図るため、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。	② 飼料等の立入検査等業務 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）第57条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査、牛海綿状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を实地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品（飼料安全法第56条の規定によるものを含む。）の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見	<定量的指標> ◇立入検査に係る結果報告 標準処理期間内（立入検査終了後25業務日以内、収去品の試験結果は試験が終了した日から15業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	<主要な業務実績> ② 飼料安全法第57条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査244件について、立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品299件（飼料安全法第56条の規定によるものを含む。）の試験結果について、試験が終了した日から15業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告した。（表1-1-(3)-1参照） 【処理率100%（立入検査244/244、試験結果（大臣あて262/262、地方農政局等の長あて37/37）】 ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を244件実施した。検査においては飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン等への対応状況等についても確認を行い、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。 また、食品循環資源を利用した飼料等の加熱等の製造基準や成分規格が令和3年4月から義務化されることを踏まえ、食品循環資源を利用した飼料等の製造事業場のうち、非加熱の肉を含む原料を取扱う等のリスクの高い事業場への立入検査を実施し、その結果を農林水産省に報告した。 なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例は認められなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応が求められる中で検査の効率化を図るなど計画における所期の目標を達成している。	②ア 飼料等の立入検査等業務について、立入検査を244件、収去品の検査を299件実施し、標準処理期間内の処理率は100%である。 加えて、事業者のリスクに応じた検査の実施及び新型コロナの中において実施が困難な現地での検査について、これまでと同様の確実な確認を実施するために新たな確認スキームを構築し、実施したことは、事業者等の新型コロナ感染の不安解消につながるとともに、立入検査業務の改善につながったことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

	から技術的指導及び情報の提供を行う。		【特筆事項等について（創意工夫等）】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応のため立入検査が制限されたことを受け、リスクの高い事業場を優先するよう立入検査計画の変更を農林水産省に提案した。また、立入検査の時間を短縮するため、GMPガイドラインへの対応状況を事業者自らが点検したものを事後に確認することで現地での検査時間の短縮を図った。		
イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施する。		<定量的指標> ◇大臣確認検査実施率：100%（処理件数 / 申請受付件数）	<主要な業務実績> イ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し、農林水産大臣に報告した。 【実施率 100%（79/79）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者への検査等に対する実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者への検査について、79 件実施し、実施率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第 13 条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第 12 条の規定によるものを含む。）の試験結果は試験が終了した日から 15 業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。	③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号。以下「ペットフード安全法」という。）第 13 条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第 12 条の規定によるものを含む。）の試験結果は試験が終了した日から 15 業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 なお、集取品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。	<定量的指標> ◇立入検査に係る結果報告 標準処理期間内（立入検査終了後 25 業務日以内、集取品の試験結果は試験が終了した日から 15 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	<主要な業務実績> ③ ペットフード安全法第 13 条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査 60 件について立入検査終了後 25 業務日以内に、同条の規定に基づく集取品 105 件（ペットフード安全法第 12 条の規定によるものを含む。）の試験結果について試験が終了した日から 15 業務日以内に、農林水産大臣に報告した。 なお、基準・規格等に抵触する事例等はなかった。 【処理率 100%（60/60）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務について、立入検査を 60 件及び立入検査における集取品の検査を 105 件実施し、標準処理期間内の処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

④ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査を農林水産省の要請に応じて実施する。	④ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、農林水産省の要請に応じてそれらの基準・規格及び検討資料の妥当性調査を実施し、その結果を農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇基準・規格等の妥当性調査 実施率：100%（達成件数/要請件数）	<主要な業務実績> ④ 飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、以下を実施した。 ア 農林水産省から要請のあった飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査について次のとおり実施した。 ・2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル の成分規格設定案について、内容を検証し、成分規格修正案を農林水産省に報告した。 ・L-イソロイシンの成分規格設定案について、内容を検証し、成分規格修正案を農林水産省に報告した。 以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議又は説明資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。 【妥当性調査 実施率 100% (2/2)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：基準・規格等の妥当性調査の実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ア 農林水産省から要請のあった飼料等及び愛玩動物用飼料の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査について、2 件実施し、実施率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
イ 飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を農林水産省の要請に応じて実施する。また、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	イ 飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を農林水産省の要請に応じて実施する。その結果については、外部有識者の評価を受けた上で農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇試験法等の開発等 実施率：100%（達成件数/要請件数）	イ 農林水産省から要請のあった飼料分析基準に関する試験法等（6 課題）及び愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等（1 課題）に係る開発及び改良を実施し、外部有識者（10 名）による飼料分析基準検討会（令和 3 年 3 月 4 日開催）において、その成果及び飼料分析基準等への適用可否について評価を受けた上でいずれも了承され、結果を農林水産省に報告した。このうち、飼料分析基準又は愛玩動物用飼料等の検査法への収載に至った 4 課題及び脱脂粉乳中のシアヌル酸の定量法の開発については、検討会において高い評価を得た。 （表 1-1-(3)-2 参照） 【試験法等の開発等 実施率 100% (7/7)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：試験法等の開発等の実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④イ④イ 農林水産省から要請のあった試験法等に係る開発及び改良について、飼料分析基準に関する試験法等 6 課題及び愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等 1 課題を実施し、実施率は 100%である。 さらに、外部有識者を含めた委員会において全て B 評価以上であり、うち 5 課題が A 評価を受けていることから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
ウ 飼料等中の飼料添加物、有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及び農林水産省が策定する「令和 2 年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等を実施する。 なお、飼料等の検査結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。	ウ 飼料等中の飼料添加物、有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及び農林水産省が策定する「令和 2 年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づく検査等については、過去の検査結果等を踏まえ、延べ 1,000 点以上のサンプルについて実施する。 なお、飼料等の検査結果	<定量的指標> ◇実施率：100%（実施件数/1,000 点）	<主要な業務実績> ウ 飼料中の飼料添加物、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及びサーベイランス・モニタリング計画等に基づく検査等については、過去の検査実績、汚染実態等を踏まえた項目を選定し、延べ 1,037 点のサンプルについて実施した。 （表 1-1-(3)-3 参照） 【実施率 104%（1,037/1,000）】 モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況は、四半期ごとに	<評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料のモニタリング検査の実施率は 104%であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応が求められる中で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステムを導入するなど計画における所期の目標を達成している。	④ウ 飼料のモニタリング検査について、1,037 件実施し、実施率が 104%である。 加えて、コロナ禍において現地で実施することが困難であったサンプリングを、事業者に指導した上で実施し、試験点数を確保したことは、農林水産省の重要度の高い科学に基づく食品安全に

また、愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、汚染物質等の検査を実施する。 【重要度：高】 ④のウの業務は、農林水産省が行う食品安全に関するリスク管理において、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査を含み、食品安全行政にリスクアナリシスを取り入れた科学に基づく行政の推進に寄与する基礎データとなることから、重要度が高い。	は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。 また、愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、汚染物質等の検査は、過去の検査結果等を踏まえ、延べ 150 点以上のサンプルについて実施する。		取りまとめ、ホームページに公表した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応のため立入検査が制限されたことを受け、事業者に対しサンプリング方法を指導した上で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステムを導入し、延べ 212 点のサンプルを確保した。		関するリスク管理に貢献していることから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
		<定量的指標> ◇実施率：100%（実施件数/150 点）	<主要な業務実績> 愛玩動物用飼料中の添加物、残留農薬、汚染物質等の検査は、過去の検査実績を踏まえた検査項目を選定し、延べ155 点のサンプルについて実施した。 (表 1-1-(3)-4 参照) 【実施率 103%（155/150）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：愛玩動物用飼料の検査の実施率は 103%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ウ 愛玩動物用飼料の検査について、過去の検査実績を踏まえた検査項目を選定し、延べ155 件実施し、実施率が 103%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
エ 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。	エ 家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> エ 薬剤耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省からの次の要請に応じ、適切に実施した。 (腸球菌（菌株）の引継ぎ) ・令和元年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 ・平成 30 年度に分離した腸球菌のうち、再分離を実施する腸球菌及び令和元年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌について、令和 2 年度に農林水産省が薬剤感受性試験を委託した外部機関への移送を要請され、適切に実施した。 ・令和 2 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 ・令和 2 年度に農林水産省が薬剤感受性試験を委託した外部機関から、事業で再分離した平成 30 年度に分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 (妥当性確認) ・令和 2 年度に農林水産省が事業で委託事業者が実施した感受性試験の結果についての妥当性確認を要請され、試験を実施した。 【実施率 100%（2/2）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省の要請に応じて薬剤耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管及び妥当性確認を実施しており、計画における所期の目標を達成している。	④エ 耐性菌発現モニタリング調査について、農林水産省の要請に応じて薬剤耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管及び妥当性確認を実施し、実施率が 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

オ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得した ISO/IEC 17025 認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出法）について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	オ 安全確保の関する分析業務を実施するに当たり取得した ISO/IEC 17025 認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出法）について、ISO/IEC 17025 に関する各種研修を充実させ、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	<定性的指標> ◇ISO/IEC 17025 への適合性の維持	<主要な業務実績> オ 本部の飼料部門において取得した ISO/IEC 17025:2017 認定（とうもろこし中のかび毒定量試験及び飼料中の動物由来 DNA 検出試験）について一般要求事項への対応を適切に行って試験の信頼性を確保するために、担当職員を対象に ISO/IEC 17025 の要求事項、内部監査及び不確かさに関する研修を受講（4 件、延べ 19 名）させるとともに、手順書に基づく内部の教育訓練を行って担当職員の力量管理を行った。 また、更新審査（令和 2 年 7 月 27-28 日）までの限られた期間に不確かさ評価の更新等を完了させ、内部監査を実施して全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を行うためのマネジメントレビューを着実に実施し、認定機関による更新審査を受け、認定試験所としての体制を維持した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：本部の飼料部門において取得した ISO/IEC17025:2017 認定について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持しており、目標の水準を満たしている。	④オ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得した ISO/IEC 17025:2017 認定について、引き続き適合性を維持していることから、目標の水準を満たしている。（評定：B）
⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第 5 条及び第 6 条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から 20 業務日以内に終了する。 また、飼料安全法第 27 条第 1 項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき登録検定機関に対する調査を実施する。	⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第 5 条及び第 6 条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、進行管理を適切に行い、申請を受理した日から 20 業務日以内に処理する。 また、飼料安全法第 27 条第 1 項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき登録検定機関に対する調査を実施する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（20 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内処理件数/申請件数） <定量的指標> ◇依頼数に対する調査実施率：100%（調査件数/依頼件数）	<主要な業務実績> ⑤ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請 133 件について受理した日から 20 業務日以内に全て処理を行った。 【処理率 100%（133/133）】 なお、飼料に係る申請はなかった。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 新型コロナウイルス感染防止対策・緊急事態宣言への対応として、検定に関わる職員同士の接触機会を低減させるため、担当を 2 グループに分け出勤者と在宅勤務者を入れ替えて実施した。また、担当するセンターにて感染者が発生した場合には、他センターへ応援要員を派遣すること等により出張、分析及び事務処理を行い、新型コロナウイルス感染者が発生した場合でも標準処理期間内に業務が途切れることのないよう計画的・効率的に実施した。 <主要な業務実績> 検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき登録検定機関 1 機関（1 事業所）に対して調査を実施した。 【実施率 100%（1/1）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応が求められるなか、限られた人員で計画的かつ効率的に業務を遂行視するとともに、担当するセンターにて感染者が発生した場合には、他センターへ応援要員を派遣するなどして、検定業務が確実に実施されるようにし、飼料添加物の円滑な流通に寄与するなど計画における所期の目標を達成している。 <評定と根拠> 評定：B 根拠：検定機関に対する調査及び技術水準の確認の実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑤ 飼料添加物の検定及び表示について、申請のあった 133 件を実施し、標準処理期間内の処理率 100%であった。 加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言において出勤抑制が求められる中、出勤を行わなければならない検定業務を出勤抑制しつつ、申請から遅滞なく全ての検定及び表示を行っている。このことは実施が困難な状況においても飼料の安全確保及び飼料の安定供給に貢献しており、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A） ⑤ 農林水産省から依頼のあった登録検定機関への調査について、1 件実施し、調査実施率 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。 ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。 (ウ) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18 消安第 13845 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料及び飼料添加物の製造事業場における製造基準等への適否の確認検査等を実施し、申請を受理した日からそれぞれ 50 業務日以内に検査を終了するとともに、その結果を公表する。 (イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製	⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。 ア 次の申請等に対する検査等を適切に実施する。 (ウ) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18 消安第 13845 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤 GMP ガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMP ガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料等の製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日からそれぞれ 50 業務日以内に検査を終了し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。 (イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等へ	<定量的指標> ◇実施率:100% (実施件数/申請等件数)	<主要な業務実績> ⑥ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を実施した。 ア 次の申請等に対する検査等を実施した。 (ウ) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(以下「抗菌剤 GMP ガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン」(以下「GMP ガイドライン」という。)に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請99件(抗菌剤GMPガイドライン7件、GMPガイドライン92件)について受理した日から50業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業場をホームページに公表した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応のため、東日本大震災時の抗菌剤 GMP 確認検査の対応を示した事務連絡を参考に、「飼料等の適正製造規範(GMP)適合確認手続き引き」に天災その他のやむを得ない事由により現地検査の延期等を行う場合の現地検査延期願や現地検査延期通知に係る手続きを追加し、再開時には他センターへ延べ2名の応援要員を派遣するなどして現地検査を実施した。 (イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場43箇所からの申請に応じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場43箇所をホームページに公表した。	<評定と根拠> 評定:B 根拠:標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応が求められる中で、新規・更新などの延期手続きを新たに制定し、再開時には他センターへ応援要員を派遣するなどして現地検査を確実に実施するなど計画における所期の目標を達成している。	⑥ア 申請のあった検査について、抗菌剤 GMP ガイドライン7件、GMPガイドライン92件、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場43件及び特定飼料等製造業者の登録更新1件実施し、実施率100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定:B)
---	---	---	---	---	--

造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。 (ウ) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ30業務日及び40業務日以内に調査を終了する。 【重要度：高】 ⑥のアの業務は、事業者によるGP及びHACCPに基づく製造工程管理により食品の安全を確保する仕組みが国際的な考えとなっている中で、我が国のフードチェーンの一端を担う飼料事業者へのGP導入拡大、取組促進につながり、飼料の効果的・効率的な安全確保に資することから、重要度が高い。	の適否を確認し、その結果を公表する。 (ウ) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から、それぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。		(ウ) 特定飼料等製造業者の登録更新に係る申請1件について、業務の進捗管理を適切に行い、50業務日以内に終了した。 なお、規格設定飼料製造業者の登録等に係る申請はなかった。 【実施率 100%（143/143）】		
イ 次の依頼に対する検査等を適切に実施する。 (ア) 飼料製造業者等の依頼に応じて「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき輸出する飼料等の検査等を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。 (イ) 食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）等に基づき	イ 次の依頼に対する検査等を適切に実施する。 (ア) 飼料等の輸出に際して、飼料製造業者等の依頼に応じ、「EU域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録実施要領の制定について」（平成18年4月19日付け18消安第640号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき輸出する飼料等の検査等を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。 (イ) 食品残さ等利用飼料の安全確保に資するため、「エコフィード認証制度における「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」の遵守状況の確認に関する協力要請について」（平成21年3月6日付け20消安第11555号及び20生畜第1737号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）等に基づき	＜定量的指標＞ ◇実施率：100%（実施件数/依頼件数）	＜主要な業務実績＞ イ 次の依頼に対する検査等を実施した。 (ア) 飼料等を輸出する業者からの依頼に応じた動物検疫所の輸出検疫証明書発行等のための検査を20件、農林水産省からの依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行に関する手続き規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）に基づく検査を6件実施した。 (イ) 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきエコフィード認証制度に係る製造基準等への適否を確認する検査2件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、回収食用油再生油脂に係る確認検査の申請はなかった。 【実施率 100%（28/28）】	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：輸出飼料及びエコフィードに関する製造状況の確認の業者からの依頼に対する実施率は100%であり、また、令和2年4月施行の輸出促進法に係る「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行に関する手続き規程」に基づく農林水産省からの依頼に対する実施率も100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑥イ 依頼のあった検査について、動物検疫所の輸出検疫証明書発行等のための検査20件、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行に関する手続き規程に基づく検査6件及びエコフィード認証制度に関する検査2件実施し、実施率100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

実施し、製造基準等への適否を確認する。 また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理等に関する調査業務について」（平成 27 年 6 月 16 日付け 27 消安第 1779 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき実施し、製造基準等への適否を確認する。	実施し、製造基準等への適否を確認する。 また、回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、「食品の製造・加工又は調理の過程で使用された後に排出される動植物性油脂の飼料利用に係る工程管理及び品質管理等に関する調査業務について」（平成 27 年 6 月 16 日付け 27 消安第 1779 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき製造基準等への適否を確認する。				
ウ 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第 32 条第 3 号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」（平成 7 年 3 月 13 日農林水産省告示第 392 号）で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。 また、飼料等関係事業者を対象に、GMP ガイドラインに記載された研修を開催する。	ウ 飼料等関係事業者を対象に、以下の研修を開催する。 (7) 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第 32 条第 3 号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」（平成 7 年 3 月 13 日農林水産省告示第 392 号）で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。 (イ) 飼料等関係事業者を対象に、GMP ガイドラインに係る研修を開催する。また、飼料等の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。	<定性的指標> ◇研修の開催	<主要な業務実績> ウ 飼料等関係事業者を対象に、次の研修を開催した。 (7) 飼料等製造業者を対象として、受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会を 1 回（参加者 53 名）開催した。 (イ) 飼料等関係事業者を対象として、GMP ガイドラインに係る研修を e-ラーニング（参加者 887 名）で開催した。 また、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信を 6 回実施した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策へ対応のため、外部の人を対象とした集合形式での研修開催が困難となったことから、GMP ガイドラインに係る研修は申込受付、動画による講義、効果測定、アンケート、修了証書の発行をオンラインで行う e-ラーニングで実施した。 これまでは複数の会場で集合形式の研修を開催していたため、本部・地域センターの負担が大きかったが、e-ラーニングでは、準備及び運営を本部のみで実施可能なため、業務が合理化され、会場確保、修了証の準備、当日の運営等地域センターでの業務が軽減された。また講師が複数の会場に出張する必要がなくなり負担が軽減され、併せて旅費等も削減できた。 全工程を修了した受講生は、基礎コース 442 名、応用コース 403 名で過去最多となった。アンケート結果は基礎コース 4.2 点（5 点満点中）、応用コース 4.0 点で、新型コロナウイルス感染リスクが低減するだけでなく、都合の良いタイミングで受講できることから肯定的な意見が多かった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料等関係事業者を対象に開催する講習会及び研修を開催したことに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策へ対応のため、GMP ガイドラインに係る研修を e-ラーニングで実施することで、職員の業務の負担が大幅に改善・受講生の利便性の向上・予算の効果的・効率的な執行を図るなど目標の水準を満たしている。	ウ 飼料等関係事業者を対象にした研修について、飼料製造管理者認定講習会を 1 回及び GMP ガイドラインに係る研修を実施している。 加えて、GMP ガイドラインに係る研修にあつては、法人の創意工夫により、e-ラーニングを導入し、業務の効率化を図りつつ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び受講者の利便性の向上が図られた。さらに、e-ラーニングの導入によって受講者数が過去最多となるなど、受講者数の増加は、GMP の導入推進への貢献がより期待される。このことは事業者による GMP 及び HACCP に基づく製造工程管理により飼料の安全を確保する仕組みが国際的な考えとなっている中で、我が国のフードチェーンの一端を担う飼料事業者への GMP 導入拡大、取組促進につながり、飼料の効果的・効率的な安全確保に貢献していることから、目

					標の水準を上回る顕著な成果が得られていると認められる。(評定：S)
エ 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力を行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。	エ 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力を行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持向上を確認し、必要により技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。 オ アからエに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にGMP・HACCP等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。	<定性的指標> ◇技術的助言等の実施状況	<主要な業務実績> エ 中止となった飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験に替わり、農林水産省からの要請により都道府県飼料検査指導機関及び登録検定機関を対象とした外部精度管理試験を実施した。その結果を踏まえ、参加した都道府県飼料検査指導機関(32機関)に対し技術的助言を行った。また、登録検定機関5機関(6事業所)については、試験の実施により検定業務に係る技術の維持状況を確認し、同試験について適正範囲を超えた値を報告した2機関(2事業所)に対し、文書による注意喚起を行った。以上の対応について、農林水産省に報告した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策へ対応のため、通常大人数で作業する試料調製・小分け作業を参加試験室数に応じて共通試料の種類・量を絞り込み、少人数での作業を可能にすることにより、中止となった飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験に替わる試験を自ら主催し実施した。 オ アからエに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、業務に従事する職員に対しGMP・HACCP等に関する研修を11回、延べ22名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：都道府県飼料検査指導機関への技術的助言及び登録検定機関の検定業務に係る分析技術の維持状況の確認等を実施したことに加え、これらを実現するために、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への対応のため中止された外部精度管理試験を、自ら主催して実施したことにより、目標の水準を満たしている。	エ 都道府県飼料検査指導機関への技術的助言の実施、登録検定機関の検定業務に係る分析技術の維持状況の確認等を実施している。 加えて、中止となった飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験に替えて、法人が外部精度管理試験を実施したことは飼料等分析の信頼性確保又は技術向上に貢献していることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。(評定：A)
⑦ OIE 関係業務 動物衛生及びズーノーシス(人獣共通感染症)に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局(OIE) コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行うとともに、活動に関する報告書をOIEへ提出する。	⑦ OIE 関係業務 動物衛生及びズーノーシス(人獣共通感染症)に関する国際的な基準を策定する国際獣疫事務局(OIE) コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法の情報やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。 イ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書をOIEへ提出する。	<定性的指標> ◇情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出	<主要な業務実績> ⑦ 国際獣疫事務局のコラボレーティング・センター(OIE-CC)として、技術の標準化・普及等に協力するため、次の取組を行った。 ア 飼料研究報告の要旨(11月)及び令和元年度特定添加物検定結果(3月)について英訳し、ホームページを通して国内外に発信した(計2回)。また、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の英訳を進め、順次ホームページへ掲載した。 イ 2020年の活動に関する報告書を作成し、OIE本部に提出した。また、OIE本部から、昨年提出した5年間(2020年-2024年)のOIE-CCとしての活動計画に対する質問について回答した。 ウ アジア地域における飼料の品質・安全性を向上させるために構築したラボネットワーク参加各国へテクニカルワークショップについてのアンケートを実施し、各国の要望等を確認した。 また、第3回OIEリファレンスセンターアジア太平洋会議(令和3年2月24-25日開催)に参加し、ラボネットワークの構築等について発表を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、情報の発信・共有等を実施したことから目標の水準を満たしている。	⑦ OIE コラボレーティング・センターとして、飼料研究報告の要旨、特定添加物検定結果の英訳を国内外に発信、活動報告書の提出、アジア太平洋地域の飼料分析機関で構成するラボネットワークにおいてアンケートを実施し、各国の要望の確認などを実施していることから、目標の水準を満たしている。(評定：B)

	ウ 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。				
⑧ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を少なくとも1課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける	⑧ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を少なくとも1課題以上実施する。 また、調査研究の結果について、外部有識者を含めた委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑧ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、2課題を実施した。その成果について、外部有識者による委員会（令和3年3月4日開催）において評価を受けた。 （別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究業務で得られた成果を公表するために、これまで冊子化していた「飼料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載するとともに公開調査研究発表会（令和2年11月18日）で成果の普及に努めた。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 飼料研究報告は、冊子を送付するための労力や印刷費が膨大になっていたため、配付先へアンケートを実施した結果、冊子の送付不要との意見が大宗を占めたことから、冊子での配付を停止することとし、電子ジャーナルへの移行を実現した。 また、電子ジャーナルのホームページへの掲載時期のお知らせについては、令和2年度に限っては関係者に文書で通知し、次年度以降に向けてメールマガジンへの登録や、広報誌等による確認をお願いした。 これにより、冊子配付業務及び冊子印刷費用が大幅に削減され、業務の効率化を実現し、調査研究に係る学会発表等他の業務にこれまで以上に注力できる環境が整備された。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、目標課題数を満たし、評価を受けたことに加え、調査研究成果の公表手段として電子ジャーナルに移行することにより、業務の効率化を実現し、調査研究業務に一層注力できる環境が整備され飼料等の安全確保等に貢献したことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	⑧ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究について、必要な課題が2課題実施（年度目標値：1課題以上）し、外部有識者を含めた委員会において全てB評価以上であり、2課題中1課題がA評価を受けている。 加えて、これまで冊子化していた「飼料研究報告」を電子ジャーナルとして発行し、業務の効率化が図られることにより、飼料等の安全確保等に必要な調査研究業務を推進できる環境を整備したことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

4. その他参考情報

様式 3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和2年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務			
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号食品表示法（平成25年法律第70号） 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ②のA 食品表示法に基づく立入検査等業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号：0002	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%(報告件数/要請件数)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額(千円)	1,067,643	1,267,864	1,258,027	1,402,620	1,504,078
								決算額(千円)	1,173,194	1,353,072	1,338,436	1,408,147	1,424,798
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務(立入検査)	3業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数)	100%(13/13)	100%(29/29)	100%(35/35)	100%(30/30)	100%(23/23)	経常費用(千円)	1,447,150	1,407,542	1,433,667	1,445,593	1,397,202
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務(行政部局要請検査)	報告処理率	100%(報告件数/調査終了件数)	100%(8/8)	100%(5/5)	100%(8/8)	100%(10/10)	100%(3/3)	経常利益(千円)	39,250	20,127	17,390	36,950	86,673
								行政コスト(千円)	-	-	-	2,553,224	1,406,655
③ 食品表示の科学的検査業務(原産地表示検査)	原産地表示検査の実施率	100%(実施件数/2,400件)	2,286件	2,558件	2,474件	2,504件	2,489件	行政サービス実施コスト(千円)	1,551,945	1,460,579	1,495,399	-	-
④ 食品表示110番等対応業務(関係部局への回付)	実施率	100%(回付件数/情報提供)	100%(34/34)	100%(33/33)	100%(14/14)	100%(24/24)	100%(12/12)	従事人員数	139	136	136	134	136
⑤ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	-	18課題	18課題	18課題	18課題	13課題						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
2	食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務の実施に当たっては、加工食品の原料原産地の義務表示の対象拡大に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○食品表示の監視に関する業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目3（項目）×3点（A）＋小項目2（項目）×2点（B）＝13点 A：基準点（10）×12/10 ≤ 各小項目の合計点（13） <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 新型コロナウイルス感染拡大防止対策による緊急事態宣言に伴い、4月及び5月に業務の実施を一部制限したが、指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成した。加えて、①FAMICの科学的知見を生かした検証実験の結果を立入検査対象事業者が納得し表示を適正化した事案、②前処理時間の短縮、安全性の向上等に資するみその新たな分析技術の開発・導入③分析可能な拠点の増加及び検査効率化に資するアスパラガスの新たな原産地判別技術の開発・導入等により、食品の生産の振興及び流通の円滑化に貢献した。		評定	A
						<評定に至った理由> 6の小項目のうち実績のない1項目を除く、Aが3項目、Bが2項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はAであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。	

① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号。以下「センター法」という。）第 12 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣から独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号。以下「センター法」という。）第 12 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100% （報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急命令等業務について、実績がないため評価せず。（評定：－）
② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第 9 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から 3 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。 【重要度：高】 ②のアの業務は、食品表示法に基づき農林水産大臣の指示の下で実施するものであり、かつ食品の不適正表示の疑義を速やかに解明するために欠くことができず、食品表示制度の信頼性の確保のためには必要不可欠であることから、重要度が高い。	② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示等に従い適正に実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第 9 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から 3 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（3 業務日以内）の報告処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数）	<主要な業務実績> ② 食品表示法第 9 条第 1 項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適正に実施した。 ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を 23 件（61 事業所・延べ 118 回）実施し、全ての案件について、3 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。このうち、4 件（19 事業所・延べ 21 回）については、加工食品の新たな原料原産地表示への対応状況等を確認するため、農林水産省と連携した立入検査等を実施した。 【処理率 100%（23/23）】 立入検査等に対応した科学的検査を 31 件実施し、疑義解明に貢献した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 さくらんぼ瓶詰の原材料名に分析で検出された異性化液糖が表示されていなかった疑義に対し、対象事業者は異性化液糖が残留する可能性を否認したため社会的検証だけでは進展が難航した立入検査事案において、製造工程を実験室規模で再現し検証作業を行い、異性化液糖がさくらんぼ瓶詰に残留する確証を得た。その検証結果をわかりやすく整理した資料を作成し、その後の立入検査で当該資料を活用した科学的かつ論理的な説明を行った結果、疑義事業者が納得し、農林水産省の措置及び表示の適正化につながった。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施し、標準処理期間内の報告処理率は 100%となったことに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を理由として製造施設への立入を拒む事業者が増えるなど立入検査等に対する協力が得にくい環境下において、農林水産省と連携した立入検査等を的確に実施した。また、難航したさくらんぼ瓶詰事業者の事案では、FAMIC ならではの科学的検証によって科学的かつ論理的に社会的検証を補完し、当該事業者も納得の下、農林水産省の措置及び表示の適正化に結びつけることができた。以上のことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	②ア 立入検査等について、農林水産大臣の指示に従い適正に実施し、標準処理期間内の報告処理率は 100%である。 加えて、社会的検証のみでは難航していた「さくらんぼ瓶詰事業者」の事案では、法人が創意工夫し実験室レベルで製造工程の再現することにより原材料に含まれる異性化液糖が製品に残留することを確認し、その結果により対象事業者は表示に記載されていない異性化液糖が製品に残留することに同意した。このことは FAMIC ならではの科学的検証に基づく結果により、農林水産省の処置及び表示の適正化に結びつけることができおり、食品表示制度の信頼性の確保に貢献していることから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	＜定量的指標＞ ◇報告処理率：100%（報告件数/調査終了件数）	＜主要な業務実績＞ イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。 ・農林水産省からの依頼に基づく任意調査 1 件（1 事業所・延べ 5 回） ・都道府県からの要請による協力調査 2 件（2 事業所・延べ 2 回） 【処理率 100%（3/3）】 なお、協力調査時に入手した原料等について、都道府県等からの依頼に基づき、科学的検査を 2 件実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：報告処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 行政部局の要請による事業所等への調査について、3 件実施し、報告処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、科学的検査の質の向上に取り組むとともに、農林水産省関係部局と連携の上、原産地表示や遺伝子組換え表示等の検査対象の重点化に取り組み、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。検査品目に関しては、農林水産省関係部局と調整し、緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関しては、原産地表示等の検査を重点的に行う。 過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示検査の実施に当たっては、原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、直近 3 年間の目標件数の水準を維持する。 検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。	③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、農林水産省関係部局と連携の上、検査対象の重点化に取り組み、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。 検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。 ア 検査対象の重点化では検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化するとともに、次の検査を行う。 (ア) 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい、うなぎ加工品、しじみ・しじみ加工品等の検査を優先的に行うとともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げ	＜定量的指標＞ ◇原産地表示検査の実施率：100%（実施件数/2,400 件）	＜主要な業務実績＞ ③ 食品表示の科学的検査業務 新型コロナウイルス感染拡大防止対策による緊急事態宣言に伴い、4 月及び 5 月は買上げ及び分析を制限したが、その後は感染拡大の状況や国及び地方自治体の対応も踏まえつつ、食品関連事業者が販売する食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を 5,625 件実施した。（2,489 件（原産地表示に関する検査）+257 件（遺伝子組換え表示に関する検査）+2,879 件（品種判別その他の検査）=5,625 件）。 なお、検査の結果、疑義が認められた 86 件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。 ア 4 月及び 5 月に買上げ及び分析を制限したことから、検査対象の重点化対象である原産地表示及び遺伝子組換え原料の検査を優先して検査予定の組替を柔軟に行いつつ、検査品目に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものに重点化し、次の検査を行った。 (ア) 原産地表示に関する検査については、検査対象品目及び検査時期の選定を適切かつき細かく行い、2,489 件の検査を実施した。 なお、検査に当たっては、ディーブラーニングによるしじみの画像解析をスクリーニング検査として導入したことに伴い二次検査（DNA 分析）の実施件数を 3 割程度低減できた。また、しょうがの産地判別検査において、元素分析に替えて簡便な検査法である原子吸光分析を導入したことに伴い、二次検査（Sr 同位体比分析）の実施件数を 7 割程度低減でき、大幅な検査の効率化が図られ、Sr 同位体比分析機器を用いた研	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：新型コロナウイルス感染拡大防止対策により業務を制限した期間の発生や事業者による協力が得にくくなるなどの影響の中で、原産地表示検査は所期の予定件数を上回った。これは各般の制限の下で、農林水産省ともよく調整しつつ、状況の変化に的確かつき細かく対応したことや、地域センターが創意工夫した効率的スクリーニング法「みそのソルビン酸測定方法（固相抽出法）」の開発及び導入といった不断の業務改善及び効率化に向けた努力によるものであり、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	③ 食品表示の科学的検査について、原産地表示検査を 2,489 件実施し、実施は 104%である。 さらに、ディーブラーニングによるしじみの画像解析により DNA 分析を 3 割削減及び簡便な原子吸光分析により Sr 同位体比分析を 7 割削減し、従来の分析で必要であった分析業務のリソースを他の業務に活用することができており大幅な業務の効率化が図られている。 加えて、新たに効率的な分析法である「みそのソルビン酸測定方法（固相抽出法）」の開発及び導入を行い、前処理時間を四分の一にできるなど業務改善及び効率化が進められている。 これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

	るなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつ、きめ細かにを行い、2,420 件以上の検査を実施する。 また、新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的かつ適切に検査に利用する。 (イ) 消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査については、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を、250 件以上実施する。 なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用された農産物の入手に可能な範囲で取り組み、遺伝子組換え体の混入率について検査を行う。 イ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査対象とする生鮮食品及び加工食品の一部について、検査品目の選定及び買上げを農林水産省と連携して行い、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組むとともに、分析疑義が判明した時点で速やかに買上げ及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組等によるモニタリング検査の機動性向上に引き続き取り組む。 ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じた検査内容となるようにするとともに、科学的検査に関する技術的な相談等の協力要請についても、可能な限り対応する。	究業務の推進につながった。 (表 1-2-(1)-1 参照) 【実施率：104% (2,489/2,400)】 (イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を行った。 検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものについては分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物等を入手し、遺伝子組換え体の混入率等について検査を行った。 これらの遺伝子組換え表示に関する検査を合計 257 件実施した。 なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。 イ 農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、同省と連携して実施する検査については、緊急事態宣言の影響を踏まえて日程等を調整しつつ、生鮮食品 318 件、加工食品 150 件、合計 468 件実施した。その際、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組んだ。 分析疑義が判明した時点で速やかに追加買上げ及び検査を実施して疑義の継続性、広域性等の確認を行う取組を 36 件に対して行うなど、モニタリング検査の機動性向上に取り組んだ。 ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて 109 件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 地域センターが、モニタリング検査の問題点に対して創意工夫を行い、効率的なスクリーニング方法として「みそのソルビン酸測定方法（固相抽出法）」を開発し、令和 2 年度から一部の検査に導入した。その結果、①現行法に比べ、1 回の分析（6 試料）の前処理時間を約 6 時間から約 1.5 時間へ短縮した。②固相抽出法を用いることで現行法の加熱工程における火傷等の危		
--	---	---	--	--

			陰性を回避した。③機器（HPLC）の移動相を変更することにより、トラブル発生率の低減及び安定的な測定につながった。		
④ 食品表示 110 番等対応業務 食品表示 110 番等を通じて寄せられる不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、疑義情報受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	④ 食品表示 110 番等対応業務 食品表示 110 番等を通じて寄せられる不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	<定量的指標> ◇実施率：100% （回付件数/情報提供）	<主要な業務実績> ④ 食品表示 110 番等を通じて寄せられた不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報 12 件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ的確に回付した。 【実施率 100%（12/12）】 また、農林水産省からの依頼による科学的検査では、食品表示 110 番に係る検査を 13 件実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 食品表示 110 番等対応業務について、不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報提供を 12 件実施し、実施率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を少なくとも 13 課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究については、食品表示監視業務へ活用するため、分析技術、判別技術の開発・改良に関する課題を少なくとも 13 課題以上実施する。 また、調査研究を適切に実施しているかを評価するため、外部有識者を含めた委員会を年 1 回以上開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による緊急事態宣言を受けて 4 月及び 5 月は文献調査等に限定し、その後の影響等により一部の課題は実施内容の重点化を行ったが、所期の予定どおり 13 課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（令和 3 年 3 月 9 日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。（別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究業務の進行に当たっては、調査研究担当課と科学的検査の企画・調整担当課による内部検討会を複数回開催し、調査研究対象品目の生産・流通実態等を踏まえた実施計画の作成、見直しを行い効率的に実施した。 調査研究業務で得られた成果を冊子「食品関係調査研究報告」に取りまとめ関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（令和 2 年 11 月 18 日）を開催し、成果の普及に努めた。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 委員会において、外部有識者委員から「全体として新型コロナ	<評定と根拠> 評定：A 根拠：食品表示の監視に関する調査研究については、目標課題数を満たすことに加え、外部有識者を含めた委員会において業務の実施状況を高く評価され、課題ごとの評価でも、全ての課題が B 以上の評価を受け、そのうち 5 課題で A の評価を受けた。併せて、新たに「アスパラガスの水溶性成分一斉分析による原産地判別法」がスクリーニング法としての導入の目処が立った。さらに、公開調査研究発表会を新型コロナウイルス感染拡大防止対策に配慮しながら開催し、出席者から良好な評価を得る等により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	⑤ 食品表示に監視に関する調査研究について、13 課題実施（年度目標値：13 課題以上）している。 さらに、外部有識者を含めた委員会において全て B 評価以上であり、13 課題中 5 課題で A の評価を受けている。 加えて、現行の元素分析では分析機器の台数が少なくキャパシティに限界があったが、複数保有する装置を用いた原産地判別技術の検査への導入の目途が立ち、今後、元素分析する試料の削減が見込まれ、分析機器の利用の効率化が図られるとともに、複数のセンター等において実施可

			ウイルス感染拡大防止対策の影響を感じさせない実施状況である」との感想を得るとともに、調査研究課題ごとの評価において、実施した13課題の全てがB以上の評価を受け、そのうち5課題がA評価（期待される水準を上回って達成している）とされた。これは、調査研究課題の選定、実施に当たり、行政ニーズを常に意識し行政執行人として必要な調査研究を実施したことに加え、新たな検査法の導入により良好な結果を得られたこと並びに研究実施者及び協力者との Web 会議等の新たな手法も有効に活用して調査研究を実施したことによるものである。 特に、A評価を受けた課題のうち「アスパラガスの水溶性成分一斉分析による原産地判別法（スクリーニング）の検討」では、産地判別の新たな指標として植物体中の水溶性成分に着目し、これを FAMIC が保有する既存装置（GC/MS）を用いて分析する手法を検討した結果、新たな判別技術として、検査への導入の目途が得られた。 また、公開調査研究発表会では、Web 会議システムを利用し、外部の出席者の人数を制限し、内部は別室での聴講とした。さらに、神戸センターの発表課題は、発表資料にあらかじめ音声を入力したものを映写し、質疑のみリモートとするなど工夫をして開催し、外部の出席者から良好な評価を得た。		能な分析となったことにより、産地判別件数及び品目の拡大が見込まれる。他の研究成果についても、今後、科学的手法による新たな品目の産地判別技術として食品表示監視業務に活用されることが期待されることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号 JAS 法 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ② JAS の制定等に関する業務 ⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省2-④ 行政事業レビューシート事業番号：0002

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2 8年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度		2 8年度	2 9年度	3 0年度	元年度	2年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100% (報告件数/要請件数)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額(千円)	831,608	979,071	1,022,041	1,014,170	1,041,442
② JIS の制定等に係る業務(JIS の確認等に関する原案作成)	実施率	100% (報告件数/計画件数)	100% (18/18)	100% (9/9)	100% (16/16)	100% (7/7)	100% (3/3)	決算額(千円)	781,204	914,870	913,576	1,004,663	1,051,889
								経常費用(千円)	985,602	986,941	990,527	1,040,847	1,034,510
								経常利益(千円)	30,453	15,888	15,149	31,765	70,927
								行政コスト(千円)	-	-	-	1,874,691	1,040,814
② JIS の制定等に係る業務(日本産品の優位性の発現につながる原案(団体等の提案に係るサポート件数含む。))	原案作成件数	7 件	-	3 件	8 件	6 件	13 件	行政サービス実施コスト(千円)	1,055,975	1,023,703	1,033,184	-	-
③ 国際規格に係る業務(国内委員会等開催数)	国際標準化活動の実施	-	国内委員会を計2回開催	国内委員会を計4回開催	国内委員会を計1回開催	国内委員会を計3回開催	国内委員会を1回開催、国際会議に20回参加、国際規格プロジェクト41件に参画(うち発行済は9規格)	従事人員数	98	101	99	101	105
③ 国際規格に係る業務(参画しているプロジェクト数)	-	-	-	52 件	50 件(うち発行済は9規格)								
③ 国際規格に係る業務(研修会等の回数)	-	-	-	7 回	5 回								
④ア 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務(登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査)	46業務日以内	100% (標準処理期間内報告件数/報告件数)	新規: 100% (1/1) 更新: 100% (9/9)	新規: 実績なし 更新: 100% (50/50)	新規: 実績なし 更新: 100% (35/35)	新規: 100% (7/7) 更新: 100% (18/18)	新規: 100% (2/2) 更新: 100% (4/4) 新規: 実績なし 更新: 実績なし						
④イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務(登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査)			新規: - 更新: -	新規: - 更新: -	新規: 実績なし 更新: 実績なし	新規: 実績なし 更新: 実績なし							
⑤ア JIS 法に基づく立入検査等業務(登録認証機関等)	3業務日又は30業務日以内	100% (標準処理期間内報告件数/立入検査終了件数)	100% (7/7)	100% (5/5)	100% (73/73)	100% (69/69)	100% (68/68)						
⑤イ JIS 法に基づく立入検査等業務(登録外国認証機関等)	46業務日以内		-	-	100% (4/4)	100% (12/12)	100% (8/8)						
⑤ウ JIS 法に基づく立入検査等業務(登録認証機関等の技術能力確認調査)	実施率	100% (実施件数/計画件数)	-	-	100% (463/463)	100% (446/446)	100% (460/460)						
⑤エ JIS 法に基づく立入検査等業務(行政当局要請検査)	報告処理率	100% (報告件数/調査終了件数)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし						

⑥ 認定制度に基づく認定業務(認証機関又は試験業者の申請に応じて審査)	調査実施率	100%(審査件数申請受理件数。申請中の案件を除く。)	—	—	実績なし	実績なし	100%(4/4)	
⑥ 認定制度に基づく認定業務(国際相互承認に向けた取組)	認定制度に関する体制整備	—	—	国内の認定体制を整備	認定センターを設置し、認定業務に必要なマニュアル等を整備	加盟申請に必要なマニュアル類を英訳し、国際相互認証を行う地域団体であるAPACの賛助会員に加盟	国際相互認証申請に必要な認定実績を確保し、APACの準会員となった。	
⑦ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(登録認定機関の登録及びその更新申請調査)	調査実施率	100%(調査報告件数/農林水産大臣からの調査依頼件数。調査中の案件を除く。)	—	—	—	—	100%(5/5)	
⑦イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(登録認定機関及び関係のある事業者に対する立入検査)	検査実施率	100%(検査報告件数/農林水産大臣が指示した検査件数。検査中の案件を除く。)	—	—	—	—	実績なし	
⑦ウ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(行政部局の要請による調査)	報告処理率	100%(報告件数/調査終了件数)	—	—	—	—	実績なし	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 JIS 法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおり JIS の制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JIS に係る検査等業務を行う。 また、JIS の活用が図られるよう JIS 制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。 さらに、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 日本農林規格等に関する業務の実施に当たっては、国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として対応し、新たに国際的に通用する信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、日本農林規格（以下「JIS」という。）の制定等、JIS 制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JIS に係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に基づく登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	<定量的指標> ○農林水産物等の品質の改善等に関する業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目 2（項目）×4 点（S）＋小項目 3（項目）×3 点（A）＋ 小項目 5（項目）×2 点（B）＝27 点 A：基準点（20）×12/10 ≤ 各小項目の合計点（27） <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を達成したことに加え、我が国の強みのアピールにつながる新たな JAS の原案作成について、予定件数（7 件）を大きく上回る 13 件を実施し、農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務において、業績向上努力により迅速に審査を実施し認定したことに加え、国際相互承認申請の手続きを開始した。また、FAMIC の知見や技術を生かした創意工夫による主体的な取組として、各国と有機同等性の承認を行うために必要な調査を実施し、有機同等性を利用した高付加価値の日本産品の輸出拡大に貢献した。 さらに、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「輸出促進法」という。）において FAMIC が実施することとなった登録認定機関の登録調査について、法施行（令和 2 年 4 月 1 日）後直ちに調査を開始し、早期に報告することにより、農林水産省が行う迅速かつ円滑な法施行及び農林水産物等の輸出拡大施策に貢献した。		評定	A
					<評定に至った理由> 13 の小項目のうち実績のない 4 項目を除き、S が 2 項目、A が 3 項目、B が 4 項目であり、小項目を積み上げた項目別評定は A であったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。	

① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急命令等業務について、実績がないため評価せず。 (評定：－)
② JAS の制定等に係る業務 JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化を見据えて規格原案の作成を行う。その際、国際的に活用する規格にあっては、必要に応じて日英両語で作成する。	② JAS の制定等に係る業務 ア JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化も見据えて原案の作成を行う。	<定量的指標> ◇JASの確認等に関する原案作成実施率：100% (報告件数/計画件数)	<主要な業務実績> ② JAS の制定等に係る業務 ア JAS の見直しについては、Web 会議を開催するなど広範囲に所在する関係者との連絡、調整等を緊密に実施できる体制を構築し、効率的かつ効果的な検討を可能とすることにより、有機畜産物、そしやく配慮食品、素材の3規格について原案の申出及び、日本農林規格調査会 (JAS 調査会) の審議のための想定問答、関連する告示案を作成し農林水産省に報告するとともに、しょうゆ、有機畜産物の2規格について、農林水産省が開催する JAS 調査会で規格案を説明した。 また、しょうゆについて、事業者団体等から提案される原案の検討をサポートした。 【処理率100%：規格 (3/3)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省との調整による原案作成実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	② JAS の見直しについて、3件実施し、原案作成実施率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 (評定：B)
また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進するとともに、JAS の確認等を行う。 さらに、国際規格や技術の動向等を含め、JAS の制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効果的に行う。 加えて、JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、事業者等に対する説明会等を通じ、国内外への普及啓発を推進する。 【重要度：高】 規格・認証は、商取引を効率化・円滑化するツールとして、サプライヤーは品質管理基準として、バイヤーは調達基準として活用され、特に、海外取引では、価値観・文化・商習慣が異なる者同士が取引を円滑に行えるよう、必要な情報や信頼を担保していることから、農林水	また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進する。 イ JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、国内外への普及啓発を推進するため、事業者等に対する説明会等を実施する。	<定量的指標> ◇我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案作成件数 (団体等の提案に係るサポート件数を含む)：7件	我が国の強みのアピールにつながる新たな JAS の原案作成について、Web 会議を開催するなど広範囲に所在する関係者との連絡、調整等を緊密に実施しできる体制を構築し、効率的かつ効果的な検討を可能とすることにより、接着たて継ぎ材、きのこ (ぶなしめじ) 中のオルニチンの定量-高速液体クロマトグラフ法の2規格について原案の申出及び JAS 調査会審議のための想定問、関連する告示案の作成、JAS 調査会での規格案説明及び質疑応答への対応等、規格案可決までのフォローアップを適確に行った。 また、納豆、精米、大豆ミート製品、フードチェーン情報公表農産物、生鮮魚介類の鮮度評価、木材の保存処理性能の試験方法、錦鯉 (用語) などの11規格について、事業者団体等から提案される原案の検討をサポートした。 イ 事業者団体等による創意工夫を生かした JAS の活用が図られるよう、新たな JAS の提案等の促進のための説明会等を実施した。 説明会では、Web 会議システムを活用し、制定した JAS に係るプロジェクトメンバーによる具体的な体験等の説明、JAS 提案の事例紹介、JAS 認証導入・原案作成のための支援事業の説明など、農林水産省と連携し、効果的な普及や関係者の標準化に対する関心が高まる工夫を行った。 Web 展示会では、複数の展示会に延べ225日間 JAS 申出につながるコンテンツを出品し、JAS 提案など来場者の JAS の活用意識の醸成を図った。	<評定と根拠> 評定：S 根拠：新たな規格の原案作成件数の達成率は186%である。自らの原案申出2件に加えて、民間提案に対して11件の規格検討のサポートを実施し、規格提案者側の他律的な要因で規格策定が進まない案件が多い中、我が国の強みのアピールにつながる多数の JAS 原案の検討を進めている。このことは、農林水産省の3規格制定につながっており、農林水産分野における標準化の推進に大きく貢献するものである。さらに有機同等性の円滑かつ速やかな審査の実施により、短期間のうちに米国等4カ国との間で有機同等性の対象範囲に有機畜産物等が追加されるなど、他国との協議も順調に進んでいるこ	我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案作成について、規格提案者側の他律的な要因で規格策定が進まない案件が多い中、原案作成を2件、原案を申出ししようとする事業者団体等のサポートを11件実施し、実施率は186%である。 さらに、有機同等性の協議に関しては、速やかな調査体制の構築によりアメリカ、カナダ等4カ国と早期の合意に至り、有機同等性を利用した輸出の促進を後押ししたことは、農林水産省の施策である農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化に大きく貢献するものである。

産業・食品産業の競争力・輸出力の強化に向けて、事業者や産地からの提案により、我が国の強みのアピールにつながる多様な JAS の制定が重要である。 ②の業務は、上記の実現に主要な役割を果たすことから、重要度が高い。	ウ 国際規格や技術の動向等を含め、JAS の制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たな JAS の原案作成等に活用する。		また、FAMIC ホームページに標準化や JAS 申出に関する動画を掲示するとともに、海外での JAS の普及・展開を促すため 3 規格及び 2 関連告示の英文翻訳を掲載した。 ウ 農林水産省が有機食品の輸出拡大のために、有機 JAS 認証制度との同等性（有機同等性）承認を得るための二国間交渉を検討している輸出先国（地域を含む。）に関して、当該国の有機制度の調査及び有機 JAS 制度との相違点の調査等を継続して実施した。農林水産省が行う次の調査相手国との二国間会議に参加して、二国間協議のサポートを実施した。 ・文書審査 調査相手国：スイス及びオーストラリア ・前年度に行った文書審査及び現地調査の結果を取りまとめて報告 調査相手国：米国及びカナダ 木材の接着に使用する接着剤について、農林水産省から依頼を受け、集成材等の JAS に規定されている接着剤との同等性能の確認を実施した。また、同確認について、次年度から FAMIC の受託業務として新たに展開するための体制を構築した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 有機同等性に関する調査は、地域センターの業務の進捗状況、職員の能力等を勘案し、継続して業務を担当する専任担当者を配置し、効率化を図ることにより、早急な調査ができるような体制で業務を行った。米国、カナダなど我が国の有機認証制度と同等の水準であると認められる制度を持つ国（有機同等国）へ我が国で JAS 認証を受けた有機畜産物及び畜産物を含む有機加工食品の輸出を拡大するため、文書審査、Web 会議等に対応した。米国及びカナダについては、前年度に行った書類審査及び現地審査の結果をとりまとめて農林水産省に報告した。スイス及びオーストラリアについては、書類審査を迅速に行い、農林水産省に結果を報告した。また、この他の国との有機同等性に係る審査についても対応した。 併せて、農林水産省が各国との相互承認のための書簡を作成するに当たり、輸出入の条件を明確に定められるよう、調査報告において相手国の制度と有機 JAS 制度との相違点を明確にするとともに、書簡案の内容確認を通じて技術的なサポートを行った。 この結果、短期間のうちに、米国、カナダ、スイス及びオーストラリアと我が国との間で、有機同等性の対象範囲に有機畜産物等が追加され、今後の我が国の有機畜産物等の輸出拡大に大きく貢献した。 さらに、農林水産省が年度末に各有機同等国に提出する英文の年次報告書作成のため、認証事業者の輸出実績、監査実績等を取りまとめの上、報告書原案（英文）を農林水産省に提出した。	とは、農林水産省が実施する農林水産業の輸出強化に大きく貢献するものである。 これらの業務実施状況は目標の水準を大きく上回る成果を達成している。	加えて、普及啓発のため、Web 会議システムを用いた説明会の開催、Web 展示会への出展、標準化に関する動画及び英文翻訳した規格のホームページ掲載などを実施しており、国内外に対して JAS の普及推進に貢献していると認められる。 これらのことから、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。（評定：S）
③ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際標準化機構（ISO）が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、合板分科委	③ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）（うち WG14、WG21 等の作業グルー	<定性的指標> ◇国際標準化活動の実施	<主要な業務実績> ③ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、木質パネル専門委員会/合板分科委員会	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり国内審議団体として、外部有識者等からなる委員会を設置し国内の意見を集約、JAS と国際規格	③ 国際標準化機構の食品専門委員会等の国内審議団体として、国内対策委員会での意見のとりまとめを行う他、関連する国際会議に職員を積極的に

員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JASと国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準作成に関する活動を行う。 また、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際会議に規格を提案するため、研究機関や民間の有識者と連携を強化するとともに、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。 加えて、国際規格化の対応を円滑に進めるために、国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。	ブに係る活動））及び傘下の分科委員会（TC34/SC16、TC34/SC17等）、並びに合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。 ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JASと国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等を行う。 イ 国際会議への規格の提案に必要なとなる研究機関や民間の有識者と上記アの委員会等を通じて連携の強化を図る。また、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。 ウ 国内意見の反映に努めるため、必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。なお、JASと国際規格との連動に係る活動については、国際化の対応を円滑に進めるため国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。		（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行った。 ア 関係する TC、SC における国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等からなる国内対策委員会等を設置し、JAS を踏まえた国際規格への提案も見据えた国内の意見集約、情報の収集等を実施した。 国際会議への参加等に当たり、国際規格案や国際会議の対応方針を検討するため、木材専門委員会（TC218）を1回開催した。 なお、これ以外の国内対策委員会等については、国際会議が開催されなかった、又は開催されてもそれに先立って提案された国際規格案や議題への対応方針等を国内対策委員会等の委員からメールなどにより意見集約することで対応可能であったことから、開催していない。 また、これらの取組の中で ISO において規格の新規策定又は改正が見据えていた規格について、JAS を踏まえた国際規格への提案を見据えて、食品成分の分析法や遺伝子検出法、木材や合板の試験法等 41 規格のプロジェクトに参画し、そのうち 19 規格が発行される等、ISO の規格策定及び改正に貢献した。 イ JAS 化された「生鮮食品等の機能的成分に関する試験方法」の国際規格化を目指し、研究機関や民間有識者から構成される外部機関主催の国内対策委員会にプロジェクトリーダーとして参画し、規格素案を作成する等活動を推進した。 ウ 国際規格案件ごとの重要度や検討状況等を踏まえ、外部有識者等の専門家及びFAMIC職員を選定の上、次のとおり国際会議（Web会議を含む。）へ派遣した。 （ ）内はFAMIC職員派遣数。 〔TC34/WG14〕 ビタミン、カロテノイド及びその他の栄養成分：1回派遣/1回開催（1名） 〔TC34/WG20〕 アフラトキシン：1回派遣/1回開催（5名） 〔TC34/WG24〕 定量核磁気共鳴分光法：0回派遣/4回開催（0名） 〔TC34/WG25〕 食料安全：1回派遣/1回開催（5名） 〔TC34/SC16総会〕 3回派遣/3回開催（延べ15名） 〔TC34/SC16会合〕 1回派遣/2回開催（3名） 〔TC34/SC16/WG8〕 肉種鑑別：0回派遣/4回開催（0名） 〔TC34/SC16/WG9〕 種子及び穀物のサンプリング：4回派遣/4回開催（延べ11名） 〔TC34/SC16/WG10〕 高速核酸増殖法：0回派遣/4回開催（0名） 〔CASCO-TC34/SC17/JWG36〕 ISO22003改訂：2回派遣/2回開催（延べ2名） 〔TC34/SC17/WG11〕 前提条件プログラム：2回派遣/2回開催（延べ4名）	との連動を見据え JAS に関連する ISO の規格策定のプロジェクトに参画、国内意見の反映に努めるため国際会議に職員等を派遣するなどの活動を実施しており、目標の水準を満たしていると認められる。	派遣し、ISO 規格の新規策定や改正作業等に貢献している。人材育成については、関連する研修に職員が受講生として参加するのみならず、農林水産省の ISO 関係の講義では講師を務め、研修や実際の国際標準化活動において蓄積した知見を教示する機会にも積極的に対応した。これらの成果から、目標の水準を満たしている。（評定：B）
--	---	--	--	--	---

			また、国際食品規格の策定等を行うコーデックス食品規格委員会関連の国内会議に3回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理するとともに、その結果をグループウェアに掲載し、関係部署と情報共有した。 JAS の国際化に対応する人材育成として、国際会議における作戦作りを含めた会議の進め方や、国際会議にも必要な知見である国際規格に関する専門的知識を習得するため、経済産業省、農林水産省及び民間機関が主催する ISO 等標準化に関する研修等に参加するとともに、一部講師を担当した。		
④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第14条第2項（JAS 法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて的確に行い、その結果を申請書類の受付から 45 業務日以内に農林水産大臣に報告する。 イ 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第43条第2項（JAS 法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から 45 業務日以内に農林水産大臣に報告する。	④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 (イ) 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）第14条第2項（JAS 法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、申請書類の受付から 45 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 (ロ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。 イ 登録試験業者及び登録外国試験業者（以下「登録試験業者等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 (イ) 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第43条第2項（JAS 法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、	<定量的指標> ◇標準処理期間内の処理率：100 %（標準処理期間内報告件数/報告件数）ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの確認、提出等が行われるまでに要した機関は処理期間に含めない。	<主要な業務実績> ④ア JAS 法第14条第2項（JAS 法第17条第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、次の取組を行った。 (イ) 登録認証機関等の登録における調査2件及び登録の更新時における調査4件について、業務の進行管理を適切に行い全て 45 業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 【処理率100%（6/6）】 なお、登録認証機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和2年度に調査が終了した 318 件を依頼のあった農林水産省に報告した。 (表 1-2-(2)-1 参照) (ロ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。 イ JAS 法第43条第2項（JAS 法第45条第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査について、該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内（45 業務日以内）の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 登録認証機関等に対する調査等の業務について、登録における調査2件及び登録の更新時における調査4件実施し、標準処理期間内の処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

	申請書類の受付から 45 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 (イ) 調査の結果、登録試験業者等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。				
⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、立入検査が終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を 3 業務日以内に報告する。	⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法に基づく立入検査等については、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、立入検査が終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、立入検査が終了した翌日から 3 業務日以内に結果を報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内 (アに係る報告は 30 業務日以内又は 3 業務日以内、イに係る報告は 45 業務日以内) の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査終了件数)	<主要な業務実績> ⑤ JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行った。 ア JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い(イ)及び(イ)のとおり適切に実施した。 (イ) 登録認証機関の認証業務の確認を強化するため、69 機関に対する立入検査に着手し、66 機関（前年度からの継続案件 10 件を含む。）の立入検査が令和 2 年度内に終了し、終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査は、①事業所調査（登録認証機関の事業所で行う調査）、②製品検査施設調査（製品検査を実施する登録認証機関の製品検査施設で行う調査）、③立会調査（認証業務の現場に立ち会って行う調査）により行い、登録認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査：48 件（前年度からの継続案件 9 件を含む） ② 製品検査施設調査：31 件（前年度からの継続案件 16 件を含む） ③ 立会調査：146 件（前年度からの継続案件 26 件を含む） (イ) JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を 2 件実施し、3 業務日以内に農林水産大臣に報告した。 (表 1-2-(2)-2 参照) 【処理率 100% (68/68)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑤アイ JAS 法に基づく立入検査等について、国内 68 件及び外国 8 件実施し、標準処理期間内の処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)
イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。		イ JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適切に実施した。 登録外国認証機関の認証業務が適切に実施されていることを確認するための検査を 8 機関に対して着手し、8 機関（前年度からの継続案件 2 件を含む。）の検査が令和 2 年度内に終了し、終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、検査は、①事業所調査、②製品検査施設調査（外部委託された製品検査施設の調査を除く。）により行い、登録外国認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査：8 件（前年度からの継続案件 2 件を含む） ② 製品検査施設調査：4 件（前年度からの継続案件 2 件を含む） (表 1-2-(2)-3 参照) 【実施率 100% (8/8)】		

ウ 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。	ウ 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査 登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、本部と地域センターにおける調査業務の配分を行う。 また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。 (ア) 認証事業者に対する調査は、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して実施する。 (イ) 格付の表示が付された製品の調査は、市場に流通する JAS 製品を買い上げ、JAS への適合性を判断するための検査を行う。その対象品目の選定に当たっては、これまでの製品調査の結果及び JAS の確認等業務への活用を考慮する。	<定量的指標> ◇調査実施率：100% (実施件数/計画件数)	<主要な業務実績> ウ 登録認証機関等の技術的能力等を確認し、立入検査に活用するために、合計 460 件の認証事業者を直接訪問して行う調査（「現地調査」）及び市場に流通する JAS 製品の調査（「製品調査」）を行った。 【実施率 100% (460/460) 】 (ア) 登録認証機関等の認証業務の確認を強化するため、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して、現地調査 14 件を実施した。 (イ) 登録認証機関等の認証業務が適切に実施されていることを確認するため、これまでの製品調査の結果等を勘案して、製品調査 446 件を実施した。 (表 1-2-(2)-4 参照) 【特筆事項等について（創意工夫等）】 有機緑茶の製品調査に係る残留農薬分析は、野菜等の一斉分析法を用いて実施していたが、LC-MS/MS（高額機器）に不具合が生じることが多く、他の試料の製品調査にも支障を来す恐れがあるため、令和元年度から有機緑茶は製品調査の対象外としていた。 有機緑茶を製品調査の対象とするためには、LC-MS/MS への影響を低減するため、厚生労働省の残留農薬分析法の一斉試験法を参考に、野菜等の一斉分析法の前処理方法を改良し、LC-MS/MS の故障等のリスクを軽減することができた。 また、精確な測定を実現する検証のために、7 センターで共同試験を行い、改良した分析法の妥当性を確認するとともに、分析対象農薬（成分）を選定した。 令和3年度から改良した分析法を導入することにより、有機緑茶の製品調査が実施でき、より多くの有機食品の JAS の遵守状況が確認可能となる。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：調査実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。また、有機緑茶の製品調査に係る残留農薬分析方法を検討し、新たな検査方法を確立したことは、高額な分析機器の故障等のリスク軽減に繋がるとともに、検査の対象品が拡大され、より多くの有機食品の JAS 遵守状況を確認することを可能としており、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	⑤ウ 技術的能力等を確認するための調査（現地調査及び製品調査）について、460 件実施し、実施率は 100%である。 加えて、分析が困難であるために令和元年から実施できなかった有機緑茶の製品検査を分析法の改良により実施できる体制としたことは認証機関の認証業務の確認の強化につながるとともに、より多くの有機食品の JAS 遵守状況を確認可能としたことは、有機認証 JAS 製品の信頼性向上につながることから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	<定量的指標> ◇報告処理率：100% (報告件数/調査終了件数)	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	⑤エ 行政部局の要請による調査業務について、実績がないため評価せず。（評定：－）

⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。 また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。	⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ア 認証機関又は試験業者の認定 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づき、認証機関又は試験業者の申請に応じて審査を実施する。また、新規認定分野の探索のため、関係機関等からの認定ニーズの情報等を活用し、認証スキームオーナーや試験業者に対し認定業務についての啓発を行う。 認定業務の実施にあたっては、ISO/IEC 17011に基づいて申請者の技術的能力等の評価を行い、申請に係る必要事項が満たされた書類が到着した日の翌日から 90 業務日以内に認定の可否を申請者へ通知する。	<定量的指標> ◇調査実施率 100% (審査件数/申請受理件数。審査中の案件を除く。)	<主要な業務実績> ア 持続可能な水産養殖のための種苗認証 (SCSA 認証) に係る認証機関 2 機関、有機水産養殖認証に係る認証機関 1 機関及び有機養蜂認証に係る認証機関 1 機関からの認定申請に対し、ISO/IEC17011 に基づき、立会いや事業所での審査を行い、適切かつ迅速に認定を行った。 また、新規認定分野については、日本発の機能性食品等における国際競争力確保に向け民間団体をスキームオーナーとした信頼ある認証制度の活用が検討されており、FAMIC認定センターは当該スキームの立ち上げに継続的な助言等行っており、今後当該スキームに基づく認証機関の認定申請が見込まれる。さらに、ISO/IEC 17025 に基づく試験所認定を確保するため、地方の小中規模の試験実施機関に対し啓発を行い、認定取得に前向きな機関に対し直接説明等を行なった結果、1 機関について認定申請の提出が見込まれることとなった。 【実施率 100% (4/4)】 【特筆事項等について (創意工夫等)】 認定活動の実施については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため対外的業務において様々な制限がある中、申請者とメールや電話、必要に応じて Web 会議システムを利用する等様々な手段によりコミュニケーションを密にし、審査に必要な内容・ポイント等について確実に理解するとともに、それぞれの審査工程ごとに KPI を設定し速やかに対応するための適切な進捗管理を行った。 申請者の負担を軽減し、かつ、認定審査を迅速に実施するため JAS 登録認証機関からの認定申請においては、JAS 審査業務の調査結果の活用を行うとともに、全ての申請者の申請を容易にするため、申請者が満たすべき国際的な審査基準 (ISO/IEC 17065) について理解を促すよう審査基準の説明を記載した申請書類の整備を行った。 また、適切かつ迅速な審査に必要な力量の向上を図るため、外部研修の受講や高い力量をもつ審査員による QJT 等を実施するとともに、実際の審査に当たっては、経験豊富な審査員を入れた審査チームとすることで力量が向上し、速やかな審査の実施につながった。 なお、これらの認定審査を迅速に行うための創意工夫の他、認証スキームオーナーに対し、将来の輸出強化につなげるため国際的に通用するスキームとなるよう意見交換を行うとともに、必要なスキームの修正提案を行った。 さらに、申請者の要望に応じて関係者へ認証制度の仕組みの説明等を実施し顧客満足度の向上を図った。 これら取組により、農林水産消費安全技術センター認定制度における初の認証機関 (令和 2 年度中に 4 機関) を認定した。	<評定と根拠> 評定：S 根拠：調査実施率は 100%であり計画における所期の目標を達成していることに加え、いずれの認定申請においても、新型コロナウイルス感染拡大防止対策等のため、様々な制限のある中、申請者とメールや電話、必要に応じて Web 会議システムを利用する等様々な手段によりコミュニケーションを密にすることで審査に必要な情報の収集を図るとともに、審査の実施にあたっては、審査工程ごとに実施方法・工数等を明確に設定する等、厳密な進捗管理を行い、短期間で審査を実施し、認定を行った。さらに、個別に認証スキームオーナーや試験業者に対し、これまで対面でも十分に理解が得られなかった FAMIC 認定制度の活用によるメリット等について、メールや Web 会議システムでも理解が得られるよう資料や説明方法を工夫したことにより、新たな申請を獲得するとともに、申請が見込まれる機関を複数確保し、業績の向上につながった。 これらのことは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化にとって重要な JAS の戦略的な活用につながるものであり、目標を大きく上回る顕著な成果が得られていると認められる。	⑥ア 認証機関又は試験業者の審査について、4 件実施し、実施率は 100%である。 また、これまで、顧客の獲得が困難であったが、民間認証のスキームオーナーに対して、FAMIC 認定制度 (FAMIC 認定センターによる認定。以下同じ。)の活用のメリットを説明することにより、4 認定機関の顧客を獲得するとともに、複数の新規申請が見込まれる機関を確保していることは、想定される以上の成果を上げている。 さらに、審査の実施に当たっては様々なコミュニケーションツールを活用するとともに、進捗管理の工夫により、速やかな審査を実施している。 例えば、その一部について JAS が制定されており、全体として国際化を目指す「持続可能な水産養殖のための種苗認証」を FAMIC 認定したこと、加えて、国際的に通じるスキームとすべくスキームオーナーへの提言を実施したことは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化にとって重要な JAS の戦略的な活用につながるものであり、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られたと評価。(評定：S)
--	--	---	--	---	--

加えて、認定業務の国際的な信頼性を向上させるため、各国認定機関との相互承認締結に向けた準備のため、必要な認定実績を着実に得た上で、申請に必要な文書の英訳を行うとともに、相互承認締結に必要な人材の確保・育成を進める。 【重要度：高】 海外市場において JAS 認証の国際的な信用を向上させるとともに、JAS をベースとした国際規格の制定を進め、他国に先行して国内事業者が認証を取得できる環境を整備することは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化にとって重要であり、JAS の戦略的活用が求められる。 ⑥の業務は、各国認定機関と相互承認を締結し、JAS 認証機関を国際規格等の認証機関として国際水準を満たす認定を行うなど、JAS の国際化に資することから、重要度が高い。	イ 国際相互承認締結に向けた準備 認定業務の国際的な信頼性を向上させるため、各国認定機関との相互承認締結に向けた準備のため、必要な認定実績を着実に得た上で、申請に必要な文書の英訳を行うとともに、相互承認締結に必要な人材の確保・育成を進める。	<定性的指標> ◇国際相互承認に向けた取組	<主要な業務実績> イ Web で開催されたアジア太平洋地域認定協力機構（APAC）総会に参加し、国際相互承認の申請の手続き及び要求される能力などに関する情報収集を行った。また、日本認定機関協議会に参画し、国内の認定機関の動向を把握した。さらには、国際相互承認の申請に必要な認定実績を確保したことから、APAC 準会員となり、申請手続が可能となった。加えて、国際相互承認の審査への準備として、APAC が主催するトレーニングに参加するなどして、語学力や審査技能の向上などを図った。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 国際相互承認の際に要求される、国際水準を満たした認定審査を行うため、国際機関が示した審査に関するガイドラインをもとに、プロセスアプローチや審査方法の参考となるガイダンス文書の制定を行い、当該文書を審査員に周知し審査能力の向上を行った。 さらに、認定業務に関するリスクについては継続的な管理を行い、国際水準を満たす業務が実施されていることの確認のため、認定を行う際に非効率な業務が行われていないか等の観点から内部監査を行い、国際水準を満たすためのマネジメントシステムの運用、改善を行った。 これら取組に加え、国際相互承認の申請に必要な認定実績を確保したことで、想定していたスケジュールよりも早く国際相互承認の申請手続が可能となった。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：国際相互承認締結に向けた認定制度の体制整備に取り組んでおり、計画における所期の目標を達成していることに加え、国際相互承認に必要な手続を開始したことは、目標の水準を上回る成果を達成した。 これらのことは、海外における国際的な信用の向上により JAS の活用を図るための施策への貢献につながるものである。	⑥イ 国際相互承認締結に向けた準備について、認定制度の体制整備に取り組むとともに、令和 2 年度に農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定実績が国際相互承認の申請に必要な 2 件を超え APAC 準会員となり、申請手続が可能となった。 国際相互承認の締結は、JAS 認証機関を国際的な水準を満たす認証機関として認定するなど、JAS の国際化に資することから、重要度が高く、国際相互承認に向けた取組が予定より早く進んでいることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査 輸出促進法第 18 条第 2 項（輸出促進法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が法第 20 条で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。	⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 輸出促進法第 18 条第 2 項（輸出促進法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が法第 20 条で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇調査実施率 100% （調査報告件数/農林水産大臣からの調査依頼件数。調査中の案件を除く。）	<主要な業務実績> ⑦ 輸出促進法第 18 条第 2 項（輸出促進法第 21 条 2 項において準用する場合を含む。）に基づく登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査について、次の取組を行った。 登録認定機関等の登録における調査 5 件について、業務の進行管理を適切に行い、全て 45 業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 【処理率 100%（5/5）】 また、登録認定機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和 2 年度に調査が終了した 3 件を依頼のあった農林水産省に報告した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 登録認定機関の登録審査において、令和 2 年 4 月に調査依頼があった 2 件の調査は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響から実地の調査が難しかったため、リモート調査を実施するなどの工夫をしつつ、迅速かつ適切に実施したことにより、令和 2 年 6 月に 2 機関が登録された。 また、今後の地域センターにおける業務の実施を考慮し、HACP 及び ISO22000 の研修に本部及び地域センター職員 5 名を派遣したほか、農林水産省食料産業局輸出先国規制対策課が主催する輸出促進法に関する業務の研修に、本部及び地域センター職員を延べ 13 名参加させた。さらに、調査チームに地域センター調査員を含めて調査を行うことにより、地域センターの調査員の力量向上を図った。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内（45 業務日以内）の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。また、令和 2 年 4 月に調査依頼があった 2 件の調査をリモート調査で実施するなどの工夫をしつつ実施し、6 月に報告するとともに、令和 2 年度は 5 件の調査に対する報告を実施しており、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	⑦ 輸出促進法の基づく登録認定機関の登録及び更新に係る調査について、5 件実施し、調査実施率は 100% である。 加えて、令和 2 年 4 月に依頼した 2 件の調査について、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言が 4 月に出された中、速やかにリモート調査を実施するなど創意工夫により 2 か月の短期間で登録することができ、農林水産物・食品の輸出促進に貢献することから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

イ 登録認定機関及びその業務に関して関係のある事業者に対する立入検査 輸出促進法第40条第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	イ 輸出促進法に基づく立入検査については、登録認定機関及びその業務に関して関係のある事業者に対して次の取組を行う。 輸出促進法第40条第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、検査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇検査実施率：100%（検査報告件数/農林水産大臣が指示した検査件数。検査中の案件を除く。）	<主要な業務実績> 立会調査該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	⑦イ 輸出促進法に基づく立入検査等について、実績がないため評価せず。（評定：－）
ウ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。 【重要度：高】 ⑦の業務は、新たに制定された輸出促進法に基づく農林水産物・食品の輸出促進に貢献するとともに、登録認定機関制度の信頼性の確保のためには必要不可欠な業務であることから、重要度が高い。	ウ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	<定量的指標> ◇報告処理率：100%（報告件数/調査終了件数）	<主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	⑦ウ 行政部局の要請による調査について、実績がないため評価せず。（評定：－）

4. その他参考情報